

# 令和4年度 第6回浦川原区地域協議会 次第

と き 令和4年9月29日(木) 18時30分から

と ころ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4・5

## 1 開 会 ( : )

○会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数\_\_\_\_人 欠席委員数\_\_\_\_人

○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 五井野利一 委員

## 2 報 告

### (1) 会長報告

### (2) 委員報告

- ・中学生との意見交換会について

### (3) 市からの報告

- ・浦川原中学校の廃止と安塚中学校及び大島中学校との新設統合校の設置について  
(資料1)
- ・「(仮称)地域独自の予算」(案)説明会の開催結果について
- ・3区中学校統合実行委員会準備委員会について

## 3 協 議

### (1) 自主的審議事項の検討について

### (2) 浦川原区地域協議会委員研修会について

## 4 その他

- ・出張地域協議会について(資料2)
- ・温浴施設のサウンディング調査について
- ・「人口・世帯に関する基礎データ集」について(資料3)

## 5 次回の会議日程

- ・令和4年度第7回地域協議会

日時: 令和4年10月20日(木) 18時30分から

会場: 中猪子田集会所

## 6 閉 会 ( : )

上教総第 4943 号  
令和 4 年 9 月 16 日

浦川原区地域協議会  
会長 藤田 宏 禎 様

上越市長 中川 幹 太  
(教育委員会教育総務課)



浦川原中学校の廃止と安塚中学校及び大島中学校との  
新設統合校の設置について (通知)

令和 4 年 8 月 29 日付けで答申のあった諮問第 75 号：浦川原中学校の廃止  
と安塚中学校及び大島中学校との新設統合校の設置について、下記のとおりと  
しますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、浦川原中学校を令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止し、同年 4 月 1  
日付けで安塚中学校及び大島中学校との新設統合校を設置することとし、市議  
会に所要の条例案を提出します。

3区中学校統合実行委員会設置準備委員会 第1回全体会議  
次 第

日時：令和4年9月28日（水）18時30分～  
会場：浦川原地区公民館 3階 講堂

1 開会

2 挨拶

3 各委員の自己紹介

4 3区中学校統合実行委員会設置準備委員会の概要と今後の進め方について(資料1)

5 議事

(1) 会則案について(資料2)

(2) 正副委員長選出について

(3) 各部会の構成員について(資料3)

(4) 校名・校歌・校章部会の取組について(資料4)

・取組内容と見通し

(5) 公募した校名案の絞り込みについて(資料5)

・グループに分かれて校名案を絞り込み、部会全体で5校程度に整理する。

(6) その他

・次回の日程

6 閉会

## (仮称)3区中学校統合実行委員会設置準備委員会の設置について

## 1 設置の意図

安塚中・浦川原中・大島中の新設統合の決定に伴い、統合に向けた諸準備について順次進めていく必要がある。統合実行委員会のメンバーの選出や部会業務の検討など統合に向けて可能な業務から準備を進めていきたい。

そこで、地域協議会の答申後に設置される統合実行委員会の業務に向けて、(仮称)3区中学校統合実行委員会設置準備委員会（以下「準備委員会」と表記）を設置する。

## 2 設置期間 3区全ての地域協議会による答申が揃うまで（その後、名称を(仮称)3区中学校統合実行委員会に変更）

## 3 設置までのおおよそのスケジュール

7月	各区地域協議会への提案（口頭で）と了承
8月	教育委員会及び3区による検討 関係団体へ委員選出依頼（教育総務課長、所長名で依頼） → 各区担当者による説明と依頼
9月28日	準備委員会第1回全体会議（浦川原区を会場）
10月以降	定期的な全体会議と部会の開催

## 4 準備委員会の組織について(板倉小の統合時を参考に作成)

## (1) 構成組織・委員数（安塚区26人、浦川原区24人、大島区24人 / 計74人）

各中学校区から以下のとおり ※( )の数字は人数

- ①保小中学校保護者代表(小中各5保3 / 計13)
- ②町内会代表(2)
- ③後援会代表(3)
- ④地域青少年育成会議代表 (1)
- ⑤学校運営協議会代表(2) (安塚区は小中別組織のため4人)
- ⑥中学校代表(3)

## (2) 会議運営

- ・会議は、全体を総括する「全体会議」及び専門的な事項について検討を行う「部会」を開催する。（「部会」の協議事項は、「全体会議」への報告をもって準備委員会の意思決定とする。）また、「全体会議」及び「部会」の協議事項に応じて、構成員以外の組織の関係者も出席できることとする。
- ・委員が欠席する場合は、代理出席を認めるものとする。
- ・事務局は、教育総務課と3区総合事務所教育・文化グループを主体として関係各課（市長部局を含む）とともに進行。

### (3) 組織

区分	協議事項 (カッコ内の数字は人数)	構成員 (カッコ内の数字は人数)	事務局担当課
全体会議	全体総括、部会報告の確認 その他必要な事項 (18)	保小中学校保護者代表 (9) 町内会代表 (3)	教育総務課、区担当
部会	校名・校歌・校章 (18)	後援会代表 (3) 中学校代表 (3)	
	通学路及び通学方法 (21)	小中学校保護者代表 (12) 町内会代表 (3) 青少年育成会議代表 (3) 中学校代表 (3)	区担当、学校教育課 交通政策課
	PTA 組織、交流活動、制服・ 体操着等 (21)	保小中学校保護者代表 (18) 中学校代表 (3)	区担当、教育総務課
	後援会組織 (9)	後援会代表 (6) 中学校代表 (3)	区担当、教育総務課
	学校運営協議会・地域青少年 育成会議組織検討 (14)	学校運営協議会代表 (8) 地域青少年育成会議代表 (3) ※通学路及び通学方法と兼ねる 中学校代表 (3)	学校教育課、社会教育課 区担当

※ 準備委員会には、全体統括として全体会議に属する委員の互選により正副委員長を置く。また、各部会に属する委員の互選により正副部会長を置く。なお、正副委員長は、校名・校歌・校章部会の正副部会長を兼ねるものとする。

### 5 その他

- ・全体会議後、たよりを作成して3区の住民への情報提供を行う(ホームページも作成し随時更新)。
- ・別途、3区中学校の教職員による教育課程の作成や交流活動を実施する。

(参考資料 1)

○ 統合までの見通し

年	月	内容
令和4年度	8月下旬～9月中旬	新しい校名公募
	9月28日	(仮称)3区中学校統合実行委員会設置準備委員会第1回全体会議(3区全ての地域協議会による答申が揃いしだい、名称を(仮称)3区中学校統合実行委員会に変更)
	9月下旬～11月下旬	校名候補の選定と決定
	10月以降	全体会議の開催 各部会の開催 3区中学校の教職員による新教育課程の作成や学校管理の検討、事前交流活動や合同授業の計画 浦川原中学校の施設・設備の改修計画
	3月	学校条例改正に係る議会での承認
令和5年度	4月以降	生徒間交流・合同授業の実施 浦川原中学校の施設・設備の整備 全体会議の開催、各部会の開催
	10月～11月	各校閉校式典 ※閉校に伴う記念事業を実施する場合は、各中学校後援会又は同窓会が計画・実施
	2月	各部会の作業終了(新年度に)
	3月	各校PTAや後援会の解散 備品の運搬等
令和6年度	4月1日 4月上旬	統合 開校式 ※開校に伴う記念事業の実施を行う場合は、新後援会が計画・実施 新PTA、新後援会の設立、活動開始

(参考資料 2)

○ 各校生徒数の推移 (特別支援学級在籍児童生徒数を含む)

令和4年5月1日現在

学校名 学 年	安塚中				浦川原中				大島中			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
4年度	8	7	17	32	13	23	35	71	5	6	3	14
5年度	13	8	7	28	24	13	23	60	6	5	6	17
6年度	5	13	8	26	24	24	13	61	5	6	5	16
7年度	4	5	13	22	27	24	24	75	7	5	6	18
8年度	6	4	5	15	22	27	24	73	8	7	5	20
9年度	6	6	4	16	15	22	27	64	4	8	7	19
10年度	6	6	6	18	24	15	22	61	3	4	8	15
11年度	2	6	6	14	24	24	15	63	4	3	4	11
12年度	4	2	6	12	19	24	24	67	3	4	3	10
13年度	6	4	2	12	16	19	24	59	2	3	4	9
14年度	3	6	4	13	13	16	19	48	5	2	3	10
15年度	3	3	6	12	15	13	16	44	2	5	2	9
16年度	4	3	3	10	12	15	13	40	3	2	5	10

○ 3区中学校合計の生徒数の推移 (特別支援学級在籍児童生徒数を含む)

学校名 学 年	安塚中+浦川原中+大島中			
	1	2	3	計
4年度	26	36	55	117
5年度	43	26	36	105
6年度	34	43	26	103
7年度	38	34	43	115
8年度	36	38	34	108
9年度	25	36	38	99
10年度	33	25	36	94
11年度	30	33	25	88
12年度	26	30	33	89
13年度	24	26	30	80
14年度	21	24	26	71
15年度	20	21	24	65
16年度	19	20	21	60

※表の色付き部分は、複式学級相当 (中学校では隣接2学年合計8人以内で複式学級となる。また、弾力的運用で別の学年を複式学級とすることもあり)。

※令和5年度以降の入学者数は、令和4年5月1日現在の住民基本台帳上の人数から推計。(附属中学校、中等教育学校、特別支援学校、校区外等への通学者を含む人数)。

令和4年5月1日現在

## 3 区中学校統合実行委員会設置準備委員会 会則（案）

（名称）

第 1 条 委員会の名称は、3 区中学校統合実行委員会設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、上越市立安塚中学校、浦川原中学校及び大島中学校（以下「3 区中学校」という。）を統合するために必要な協議や調整を行う 3 区中学校統合実行委員会の設置に向けた諸準備等を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 校名・校歌・校章の検討に関する準備
- (2) 通学路及び通学方法の検討に関する準備
- (3) PTA の組織運営や PTA 間の交流、制服・体操着等の検討に関する準備
- (4) 後援会の組織運営の検討に関する準備
- (5) 学校運営協議会の組織の検討に関する準備
- (6) 地域青少年育成会議の組織及び活動の在り方の検討に関する準備
- (7) その他学校統合の準備に必要な事項

（組織）

第 4 条 準備委員会の委員は、次のとおりとする。

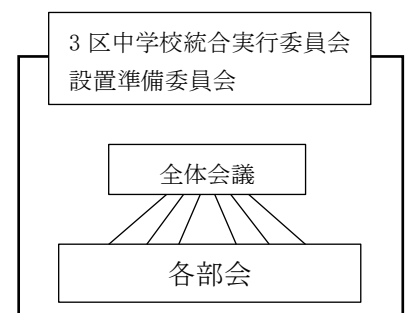
- (1) 3 区中学校の PTA の代表
  - (2) 安塚小学校、浦川原小学校、大島小学校(以下「3 区小学校」という)の PTA の代表
  - (3) 安塚保育園、うらがわら保育園、大島保育園(以下「3 区保育園」という)の保護者会の代表
  - (4) 安塚区、浦川原区、大島区の町内会(以下「3 区町内会」という。)の代表
  - (5) 3 区中学校の後援会又は同窓会の代表
  - (6) 安塚区、浦川原区、大島区の地域青少年育成会議(以下「3 区育成会議」という。)の代表
  - (7) 各学校運営協議会(以下「CS」という。)の代表
  - (8) 3 区中学校の校長及び校長が指名した教職員
- 2 準備委員会の中には、全体を総括する全体会議とともに、専門的な事項について調査・協議を行うための部会を設ける（図 1）。全体会議及び部会の構成及び協議項目は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

- 3 全体会議及び部会で協議する内容について、必要に応じて地域住民及び保護者を対象とした説明や意見聴取の場を設ける。

（委員長等）

第 5 条 準備委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、全体会議に属する委員の互選により定める。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。



【図 1：組織図】



(部会長等)

第6条 部会に部会長1名、副部会長2名を置く。

- 2 部会長及び副部会長各は、部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会における審議の経過及び結果を全体会議に報告するものとする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議)

第7条 全体会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 3 全体会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 部会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 部会の協議事項は、全体会議への報告をもって準備委員会全体の意思決定とする。
- 6 全体会議及び部会の議事で必要となる採決は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 全体会議及び部会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 準備委員会の総括的な事務を処理するため、上越市教育委員会及び3区総合事務所教育・文化グループに事務局を置く。

- 2 事務局の構成及び協議項目は、別表3のとおりとする。
- 3 第3条に規定する事務は、必要に応じて3区中学校及び関係機関に依頼することができる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年9月28日から施行する。
- 2 会則の変更は、全体会議において出席委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 3区中学校の統合に関連した諮問について、3区の地域協議会の全ての答申が市に提出された後、準備委員会は「3区中学校統合実行委員会」と名称を改める。それに伴い、本会則は必要な変更を加え「3区中学校統合実行委員会 会則」として新たに設ける。

別表第1（第4条関係）

区 分	構 成 員	協 議 項 目
全体会議	3 区中学校の PTA 代表 3 区小学校の PTA 代表 3 区保育園の保護者代表 3 区町内会の代表 3 区中学校の後援会又は同窓会の代表 3 区中学校の校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備委員会全体を総括する。</li> <li>・ 各部会報告の確認を行い承認する。</li> <li>・ 閉校式や開校式について協議する。</li> <li>・ 各部会の連絡調整を図る。</li> <li>・ 上記のほか、新設校に必要な諸事項について協議する。</li> </ul>

別表第2（第4条関係）

区 分	構 成 員	協 議 項 目
校名・校歌・校章部会	3 区中学校の PTA 代表 3 区小学校の PTA 代表 3 区保育園の保護者代表 3 区町内会の代表 3 区中学校の後援会又は同窓会の代表 3 区中学校の校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設校の校名、校歌、校章について協議する。</li> </ul>
通学部会	3 区中学校の PTA 代表 3 区小学校の PTA 代表 3 区町内会の代表 3 区育成会議の代表 3 区中学長が指名した教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設校の通学体制について協議する。（通学路の策定及び通学方法の検討）</li> <li>・ 新設校の通学方法を策定する。</li> <li>・ 試験登校を実施する。</li> </ul>
PTA 部会	3 区中学校の PTA 代表 3 区小学校の PTA 代表 3 区保育園の保護者代表 3 区中学長が指名した教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合前の PTA 間交流活動について協議する。</li> <li>・ 新設校の PTA 組織や行事について協議する。</li> <li>・ 新設校の体育着等の在り方について協議し、選定する。</li> <li>・ 新設校の PTA 規約及び活動計画を作成する。</li> <li>・ 新設校の PTA 役員を選出する。</li> </ul>
後援会部会	3 区中学校の後援会又は同窓会の代表 3 区中学校の校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設校の後援会組織や活動、そのほか後援会に係る諸事項について協議する。</li> <li>・ 新設校の後援会規約及び活動計画を作成する。</li> <li>・ 新設校の後援会役員を選出する。</li> <li>・ 閉校式や開校式について協議する。</li> </ul>
学校運営協議会・地域青少年育成会議組織検討部会	CS の代表 3 区育成会議の代表 3 区中学校の校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設校の学校運営協議会の組織や活動、そのほか学校運営協議会に係る諸事項について協議する。</li> <li>・ 新設校の学校運営協議会委員を選出する。</li> <li>・ 統合後の地域青少年育成会議の組織や活動の在り方について協議する。</li> </ul>

別表第3（第9条関係）

区 分	構 成 員	所掌事項
事 務 局	教育委員会事務局及び各区分室の職員等をもって組織する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議案内、場の設営、協議原案の作成、教育委員会報告を行う。</li> <li>・ 市民への周知（統合及び開校にかかわる地域住民への情報提供）</li> <li>・ 学校設置条例の改正や県教育委員会への届出</li> </ul>

地区	組織等(カッコ内は人数)	氏名	組織役職等	全体会議	作業部会						備考		
					校名・校歌・校章	通学			PTA	後援会		子校連高協議会・地域青少年育成会議組織検討	
						安塚	浦川原	大島					
安塚区	中学校PTA代表(5)	横尾 秀樹	PTA会長	○									
		小関 将嗣	PTA会員						○				
		石野 正文	PTA会員						○				
		矢澤 沙織	文化広報副委員長			○							
		小島 由香	文化広報委員			○							
	小学校PTA代表(5)	牧 鮎子	PTA会長	○									
		江添 いづみ	幹事						○				
		滝沢 祐介	PTA副会長						○				
		大塚 ゆかり	PTA副会長			○							
		小松 竜二	幹事			○							
	保育園保護者代表(3)	大石 愛	保護者会会長	○									
		澤田 里子	保護者会副会長						○				
		岩崎 亜紀子	会計						○				
	町内会代表(2)	長谷川 直樹	町内会長協議会会長	○									
		南雲 二郎	町内会長協議会副会長			○							
	後援会代表(3)	渡辺 武敏	後援会長	○									
		北嶋 賢一	副会長							○			
		山岸 栄一	監事							○			
	地域青少年育成会議代表(1)	八木 勇二	会長			○					○		
	小学校運営協議会代表(2)	外立 仁司	会長									○	別途、3区中学校教育課程作成への意見具申
外立 学		副会長									○		
中学校運営協議会代表(2)	吉野 誠一	会長									○		
	(外立 仁司)	(副会長)									○		
中学校代表(3)	寺島 政敬	校長	○						○	○			
	池田 雄二	教務主任			○								
	丸山 邦晃	教頭						○					
中学校PTA代表(5)	青柳 勝一	会長	○										
	松野 幸博	PTA会員						○					
	山崎 修	副会長						○					
	高波 進	PTA会員				○							
	小市真由美	地区活動部長				○							
小学校PTA代表(5)	荒木 克	会長	○										
	北澤 卓哉	副会長						○					
	永井 千晴	幹事						○					
	竹内 亮	副会長				○							
	金子真奈美	幹事				○							
保育園保護者代表(3)	松野 裕太	会長	○						○				
	松野 裕太	会長						○					
	藤村 真耶	副会長						○					
町内会代表(2)	西山 誠一	連絡協議会長	○										
	横田 尚之	連絡協議会理事				○							
後援会代表(3) ※浦川原区:同窓会	宮川 勇	会長	○										
	藤田 宏禎	理事							○				
	村松 勝蔵	理事							○				
地域青少年育成会議代表(1)	北澤 恵	副会長				○				○			
学校運営協議会代表(2)	水澤 幸博	委員長									○	別途、3区中学校教育課程作成への意見具申	
	春日 清美	委員									○		
中学校代表(3)	中澤 正明	校長	○						○	○			
	永井 哲	教務主任				○							
	仲村 健一	教頭						○					

地区	組織等	氏名	組織役職等	全体会議	作業部会						備考	
					校名・校歌・校章	通学			PTA	後援会		学校運営協議会・地域青少年育成会議組織検討
						安塚	浦川原	大島				
大島区	中学校PTA代表(5)	羽鳥 一徳	PTA会長	○								
		横尾 香菜	2学年部長					○				
		中條由美子	1学年部長					○				
		高橋 澄恵	PTA会長副会長					○				
		丸山 圭太	PTA幹事					○				
	小学校PTA代表(5)	吉野 浩幸	PTA会長	○								
		布施 瑛子	PTA会員					○				
		川田 美雪	5学年部長					○				
		吉野 泰哲	PTA会員					○				
		布施 貴士	PTA会員					○				
	保育園保護者代表(3)	丸山 幸江	保護者会会長	○								
		中條 裕貴	保護者会副会長					○				
		小出 みゆき	保護者会計監査員					○				
	町内会代表(2)	小出 俊雄	町内会長協議会会長	○								
		片桐 恒雄	町内会長協議会副会長					○				
	後援会代表(3)	岩野 高正	大島小・中学校後援会会長	○								
		小酒井徹夫	大島小・中学校後援会理事						○			
		中村 晴一	大島小・中学校後援会評議員						○			
	地域青少年育成会議代表(1)	本山 信治	大島っ子を育む会会長					○		○		
	学校運営協議会代表(2)	吉野 健治	大島小・中学校学校運営協議会委員								○	別途、3区中学校教育課程作成への意見具申
中條 リカ		大島小・中学校学校運営協議会委員								○		
中学校代表(3)	宮崎 次朗	大島中学校長	○						○	○		
	竹内 玲佳	大島中学校教頭						○				
	小林 玲子	大島中学校教諭						○				

○ 事務局(教育委員会)

組織等	氏名	役職等
教育長	早川 義裕	
教育部長	市川 均	
教育総務課	瀧本 幸次	課長
	小林 秀智	参事
	小酒井 洋平	企画係長
学校教育課	高橋 栄介	指導主事
	市村 和彦	学事・庶務係長
社会教育課	村山 幸仁	係長
	増田 健	主任
安塚区分室	小林 聡	所長
	小林 健吉	教育・文化グループ長
	本山 正宏	教育・文化グループ副長
浦川原区分室	佐藤 正明	所長
	山崎 日出海	教育・文化グループ長
	上野 莉子	教育・文化グループ主事
大島区分室	岩野 稚透	所長
	武田 美和	教育・文化グループ長
	濃野 英樹	教育・文化グループ副長

○ 各作業部会委員数

校名・校歌・校章 18名  
 通学 21名  
 PTA 21名  
 後援会 9名  
 CS・育成会議組織 11名

## 校名・校歌・校章部会について(案)

## 1 目的

○3 区中学校の統合により、地域住民の声を反映しながら新たな校名を設定し、校歌、校章を制作する。

- ・地域の方から親しまれる新たな校名を設定する。
- ・生まれ育った故郷を想起させ、新たな校名にふさわしい校歌を制作する。
- ・3区中学校の統合をイメージできる新たな校章を制作する。

## 2 協議事項

## (1) 校名

- ・地域及び中学生から公募して校名候補を選定し、地域住民のアンケートを踏まえ多数決に依らず、部会で校名案を決定する。

## (2) 校歌

## ① 作詞について

案1：歌詞に入りたい3区の地域の魅力や誇り（自然・風景、歴史、偉人など）、生徒への思いを校歌のキーワードとして地域から公募しキーワードを取りまとめ、作詞者に作詞を依頼する。

案2：歌詞に入りたい3区の地域の魅力や誇り（自然・風景、歴史、偉人など）、生徒への思いを校歌のキーワードとして地域から公募しキーワードを取りまとめる。キーワードを用いて地域から作詞を公募し、選定した詩について専門家（案1の作詞者）に補作してもらう。

## ②作曲について

作詞が出来上がった段階で、希望する曲想を作曲者に伝え、依頼する。

## (3) 校章

- ・地域から公募し2つに選定した上で、候補案の意図を伝え、デザイン会社に仕上げを依頼する。

## 3 スケジュール

	令和4年度		令和5年度		
	9月～12月	1月～3月	4月～8月	9月～12月	1月～3月
校名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募した校名の選定(9月28日)</li> <li>・校名候補のアンケート(10月)</li> <li>・校名候補の決定(11月下旬)</li> </ul>				
校歌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校歌キーワード募集方法の確認(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校歌キーワードの検討と作詞・作曲者決定(2月)</li> <li>・作詞・作曲者依頼(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作詞・作曲者との意見交換会(5月)</li> <li>・作詞案の紹介と検討(6月頃)</li> <li>・作曲者へ作詞案を送付(8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作曲案紹介(12月or1月)</li> </ul>	
校章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校章デザイン募集方法の確認(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校章デザイン素案選定と業者決定(2月or3月)</li> <li>・業者へ校章デザイン制作依頼(3月or4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制作者との意見交換会(6月or7月)</li> <li>・校章案の決定(7月or8月)</li> </ul>		

## 4 その他

- ・正副部会長は、実行委員会の正副委員長が兼ねる。
- ・部会の開催の都度、次回の日程を確認する。

板倉小学校校歌・校章検討の流れ

回	年月日	主な議題(配付資料)
準備	R1. 11. 8 (実行委員会にて説明)	<p>○目標の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校歌：R2. 3 までに応募結果から「キーワード」を選考する。 専門家（作詞者、作曲者、筆耕者）を決定する。 R2. 4～9 に制作状況の確認や検討 → R3. 1 までの完成を目指す</li> <li>校章：R2. 3 までに応募結果からデザイン素案（2点以内）を検討する。 デザイン会社を決定する。 R2. 4～8 にデザイン会社の作成した案から選考・校正する。</li> </ul> <p>○検討の進め方</p> <p>※資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内 4 小学校の校歌・校章の比較と事例紹介</li> <li>検討の進め方</li> </ul>
1	R2. 2. 13	<p>○正副委員長選出</p> <p>○アイデア募集結果について（R2. 1. 9 付けで実行委員長名のチラシ配布）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校歌キーワードの選定について</li> <li>校章デザインの素案について</li> <li>作詞者・作曲者について</li> </ul> <p>※資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応募結果一覧</li> <li>統合した学校の作詞者と作曲者の一覧</li> </ul>
2	R2. 5. 28	<p>○校歌の制作について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校歌制定に係るこれまでの経緯について</li> <li>キーワードに込められた思いや背景について説明・意見交換</li> <li>作詞者（国見修二氏）及び作曲者（阿部亮太郎氏）との意見交換</li> </ul>
3	R2. 7. 10	<p>○校章の制作について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成者（アトリエ・やま代表山本正男氏：板倉区米増在住）から校章案の紹介と意見交換</li> </ul> <p>○校歌案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作詞案の紹介と意見交換</li> </ul> <p>※資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校章案のカラーサンプル</li> <li>作詞案</li> </ul>
4	R2. 8. 25	<p>○校章案について</p> <p>※資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校章案サンプル</li> </ul>
5	R2. 12. 23	<p>○校歌案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作曲について</li> </ul> <p>※資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校歌の楽譜</li> </ul>

※ 校名は既に「板倉小学校」と決まっていたことから、「板倉小学校設置推進協議会」の中に校名を検討する組織はありません。

## 校名候補の絞り込み作業について

## 1 作業の目的

3 区の住民から選定をしてもらうため、各区で応募のあった校名について候補を 5 校程度に絞り込む。

## 2 作業手順（約 50 分）

(1) 下記グループ表により各グループで候補を 3 校に絞る。(30 分)

グループ	構成員
Aグループ	安塚保育園保護者、浦川原小 PTA、大島中 PTA、安塚町内会、浦川原同窓会、大島中学校長
Bグループ	うらがわら保育園保護者、大島小 PTA、安塚中 PTA、浦川原町内会、大島後援会、安塚中学校長
Cグループ	大島保育園保護者、安塚小 PTA、浦川原中 PTA、大島町内会、安塚後援会、浦川原中学校長

※絞り込みの観点

## 【統合による校名案について】

- ①市町村内で 1 校になる場合 → 市町村名をそのまま冠することが多い。
- ②学校規模が大きく違い、特に吸収合併の場合  
→ 規模の大きい学校、吸収する学校名をそのまま使う。
- ③一定の地域、地区内の統合の場合 → 地域名や地区名をそのまま使うことが多い。
- ④中学校区内での小学校の統合の場合 → 中学校区名をそのまま使うことが多い。

・今回の 3 区中学校の統合の場合、上記の観点では③となるが、要は、特定の意図がなく客観的な根拠があり、説明できることが望ましい。

(2) 各グループで絞り込んだ 3 校を発表してもらう。(10 分)

(3) 各グループの意見が重なった校名候補とそれ以外の校名候補を合わせ、5 校程度に絞り込む。(5 分)

(4) 住民が選定する校名候補の最終確認と選定方法を確認する。(3 分)

## 3 その他

・10 月に地域住民から校名候補の選定を行ってもらう。その結果を踏まえ、第 2 回部会において校名を決定する。



中保倉地区の皆様へ

【主催】 浦川原区地域協議会

# 出張地域協議会のご案内

浦川原区地域協議会では、広く地域協議会の活動をご理解いただくため、地区を単位として、出張地域協議会を行っています。今回は中保倉地区において、中猪子田集会所を会場に開催いたします。

また、地域協議会の会議終了後、地域が抱える課題等について地域の皆さんと意見交換を行いますので、浦川原区や中保倉地区の活性化に向けて、皆さんのお考えをお聞かせください。

申込みは必要ありませんので、皆様のご来場をお待ちしております。

- と き 令和4年10月20日（木） 午後6時30分から  
(1時間30分程度を予定)
- ところ 中猪子田集会所 2階
- 内 容
  - ・第1部 地域協議会 …会議の様子をご覧ください。
  - ・第2部 地域の皆さんとの意見交換
- その他 お越しいただく際は、マスク着用のうえご参加ください。

■問合せ先

浦川原区地域協議会事務局

(浦川原区総合事務所総務・地域振興グループ)

電話：599-2301 内線 305

# 上越市が所有する日帰り・宿泊温浴施設の サウンディング型市場調査の実施要領



## 1 調査の目的

調査の目的は次のとおりです。

- 上越市では、将来にわたる持続可能な行財政運営の確立と、次の世代に過度の負担を負わせることなく、安心して暮らすことができるまちづくりに向け、第4次公の施設の適正配置計画に基づき取組を進めています。
- これらの取組を進める中で、日帰り・宿泊温浴施設については、地域の皆さんに施設の現状や課題を伝えながら、地域の中で果たしてきた役割など、その実情を踏まえ、協議を重ね、施設の方向性を決定していくこととしています。
- 一方で、人口減少や嗜好の変化などによる利用者数の減少傾向に加え、全ての施設が築後20年以上経過しており、大規模修繕等が見込まれるなど、今後の公費負担の増加が課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、市では、地域外の人が訪れ、地域に利益を生み出すような施設への転換を図るため、民営化への移行が最良と考えています。
- そこで今回、市場性の有無の把握や施設の譲渡・事業の継続に向けた条件整理を行うとともに、民間事業者等の皆さんの経験やノウハウに基づく施設の利用促進策のご提案などを幅広くお聞きし、施設の今後の利活用の方向性を決定することを目的に「サウンディング型市場調査」を実施いたします。

※ サウンディング型市場調査とは、公共施設等の活用等について、事業検討の段階で、公募により民間事業者や市場の動向を調査することです。

行政は事業の実現可能性や活用に向けたアイデア、市場性などを把握でき、民間事業者等にとっては行政の運営方針や考え方を事前に確認できるほか、考え方を直接伝えることができるなどの利点があります。

## 2 調査の対象施設

調査の対象施設は次のとおりです。

No.	施設名(条例上の名称)	主な機能	管理形態	基本情報
1	くわどり湯ったり村	・宿泊 ・日帰り温浴 ・レストラン	指定管理 (三セク)	別紙1
2	牧湯の里深山荘	・宿泊 ・日帰り温浴 ・レストラン	指定管理 (民間)	別紙2
3	柿崎マリンホテルハマナス	・宿泊 ・日帰り温浴 ・レストラン	指定管理 (三セク等)	別紙3
4	大潟健康スポーツプラザ鶉の浜人魚館	・日帰り温浴 ・レストラン ・プール	指定管理 (三セク等)	別紙4
5	吉川ゆったりの郷	・日帰り温浴 ・レストラン	指定管理 (三セク等)	別紙5
6	爰しんの里やすらぎ荘 (板倉保養センター)	・宿泊 ・日帰り温浴 ・レストラン	指定管理 (三セク等)	別紙6
7	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	・日帰り温浴 ・レストラン	H29～休止中 (休止前:直営)	別紙7

- 各施設の基本情報等については、別紙1～7をご覧ください。
- 1つの施設、複数の施設の提案のいずれも可能です。

## 3 調査の参加資格

調査の参加資格は次のとおりです。

- 参加者は、対象施設の有効活用に当たり、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ、それら法人又は法人グループへの仲介事業者とし、現在、指定管理により当該施設を管理運営している第三セクターや民間事業者も含むものとします。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとします。

- (1) 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの

## 4 調査の内容

調査の内容は次のとおりです。「(1) 民営化による施設の活用の提案」、「(2) 現状の公設民営による運営を前提とした施設の利用促進等に係る提案」のいずれか又は両方について事業アイデア等を提案してください。

### (1) 民営化による施設の活用の提案

- ① 施設の活用の形態（譲渡又は貸付け）
- ② 活用の方法（ア又はイのいずれか）
  - ア 現在と同様の日帰り・宿泊温浴施設としての活用
  - イ 日帰り・宿泊温浴施設以外の用途での活用
- ③ 譲渡や貸付けに当たっての条件（無償・有償の希望など）
- ④ 地域貢献に対する考え方や提案
- ⑤ 現従業員の雇用に対する考え方
- ⑥ 市に求める支援や配慮してほしい点

市では、温浴機能を継続した上で、譲渡を希望される場合においては、一定期間の事業継続を条件に、施設や設備の改修（整備、除却、修繕含む）等に必要となる経費の一部を市が負担するなど、財政面での支援策を検討しています。

今後、本調査結果を踏まえ、条件や支援策等を決定しますので、提案に当たり希望する支援内容について、具体的に記述してください。

### (2) 現状の公設民営による運営を前提とした施設の利用促進等に係る提案

- ① 対象施設の利用促進に当たっての課題（施設や運営の課題など）
- ② 利用促進策や収支改善のアイデア
- ③ 他の事業や他の施設との提携・連携の提案
- ④ その他自由提案、意見

## 5 調査のスケジュール

調査のスケジュールは次のとおりです。

1	実施要領の公表		9月26日(月)
2	事前説明会	申込期限	10月11日(火)
		開催日	10月13日(木)
3	現地見学会	申込期限	10月21日(金)
		個別説明会	10月26日(水) ~ 10月28日(金)
		フリー見学会	10月13日(木) ~ 11月25日(金)
4	市場調査	申込期限	11月25日(金)
		実施日等の通知	11月30日(水) ~ 12月 2日(金)
		実施期間	12月 7日(水) ~ 12月14日(水)
5	調査結果の公表		令和5年2月(予定)

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響によっては、日程及び事前説明会等の開催方法を変更する場合があります。
- ※ 「2事前説明会」、「3現地見学会」に参加しない場合であっても、「4市場調査」に参加することができます。
- ※ 本調査後、調査結果を踏まえて、施設の今後の方向性について、地域との合意形成を図った上で、プロポーザル等について検討する予定としています。

## 6 事前説明会

事前説明会は次のとおりです。

### ○ 事前説明会

- ・ 日 時 : 10月13日(木) 14時から(2時間程度)
- ・ 会 場 : 上越市役所第一庁舎 4階 401会議室  
新潟県上越市木田一丁目1番3号

### < 申込方法 >

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先 : gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp
- ・ メール の 件 名 : 事前説明会の参加申込み(法人等名称)
- ・ 記 載 事 項 : ①法人等の名称、②法人等の所在地、③法人等の電話番号、  
④参加人数、⑤担当者氏名、⑥希望施設名  
を記載してください。
- ・ 申 込 期 限 : **10月11日(火)**

## 7 現地見学会

現地見学会は次のとおりです。

### (1) 個別説明会（市が主催するもので、現地で施設の概要などを説明します）

- ・各施設60分程度を予定しています。
- ・当日は、簡単な質疑応答のみとし、詳細な質問などは、後日、一括して回答することとします。

No.	施設名	日時
1	くわどり湯ったり村	10月26日(水) 10時00分から
2	牧湯の里深山荘	10月28日(金) 10時00分から
3	柿崎マリンホテルハマナス	10月27日(木) 10時00分から
4	大湊健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館	10月27日(木) 13時30分から
5	吉川ゆったりの郷	10月27日(木) 15時30分から
6	ゑしんの里やすらぎ荘	10月28日(金) 13時30分から
7	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	10月26日(水) 14時00分から

### (2) フリー見学会（希望日時に施設の見学が可能です）

期 間：10月13日(木)～11月25日(金)

※ 各施設の休館日及び土曜日、日曜日、休日は除く。

- ・見学の際は、市から配布される証明書の提示が必要となります。
- ・施設の内観や外観、利用状況、また周辺環境などを見学することを目的としておりますので、設備、備品等の詳細の確認や施設管理者への質疑応答はできません。
- ・客室やお風呂の見学等については、お客様に配慮してください。

### < 申込方法 >（個別説明会、フリー見学会ともに）

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・宛 先：gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp
- ・メールの件名：●●●●（\*）会の参加申込み（法人等名称）  
\* 「個別説明」又は「フリー見学」のいずれかを記載してください。
- ・記載事項：①法人等の名称、②法人等の所在地、③法人等の電話番号、  
④参加人数、⑤担当者氏名、⑥希望施設名  
を記載してください。

#### ・申込期限：10月21日(金)

※ 申込期限以前にフリー見学会を希望する場合は、見学希望日の3日前(市の閉庁日を除く)までにお申し込みください。

## 8 市場調査

市場調査は次のとおりです。

### ○ 実施概要

- ・ 実施期間：12月7日(水)～12月14日(水) ※ 土曜日、日曜日を除く。
  - ・ 時間及び場所：別途、市から連絡します。
  - ・ 所要時間：30～60分程度／1施設・1法人当たり
  - ・ 調査方法：市場調査は、申込みに当たって事前に提出いただくエントリーシート(\*)をもとに、個別に聞き取り調査を行います。  
その他、ご提案の内容に応じて、事業スケジュールや資金計画などについても聞き取りを行います。
- \* 市ホームページからダウンロードしてください。
- ・ その他：説明の補足等で別途資料が必要な場合は、5部を当日ご持参ください。

### < 申込方法 >

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先：gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp
- ・ メール の 件 名：市場調査の参加申込み(法人等名称)
- ・ 添 付 事 項：エントリーシートに必要事項を記載した上で、メールに添付してください。
- ・ 申 込 期 限：11月25日(金)

## 9 調査結果の公表

- 調査結果は、市ホームページで概要を公表します。
- ただし、公表内容については、事前に参加者に確認します。
- 参加者の名称や企業ノウハウ等に関する内容は公表しません。
- また、施設の今後の方向性を検討するに当たり、地域と協議する予定であり、その際にも概要を公表させていただきます。

## 10 調査の留意事項

調査の留意事項は次のとおりです。

### (1) 参加者及び調査内容の取扱い

本調査への参加実績は、プロポーザル等における評価の対象とはなりません。

また、調査の内容は、今後の検討における参考とさせていただくものであり、あくまでも調査時点での想定のものとし、何ら事業化などを約束するものではないことをご理解ください。

### (2) 費用負担

本調査への参加や資料作成に要する費用は、参加者の負担となります。

### (3) 追加調査への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の調査(文書照会を含む。)やアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

## 11 問合せ先

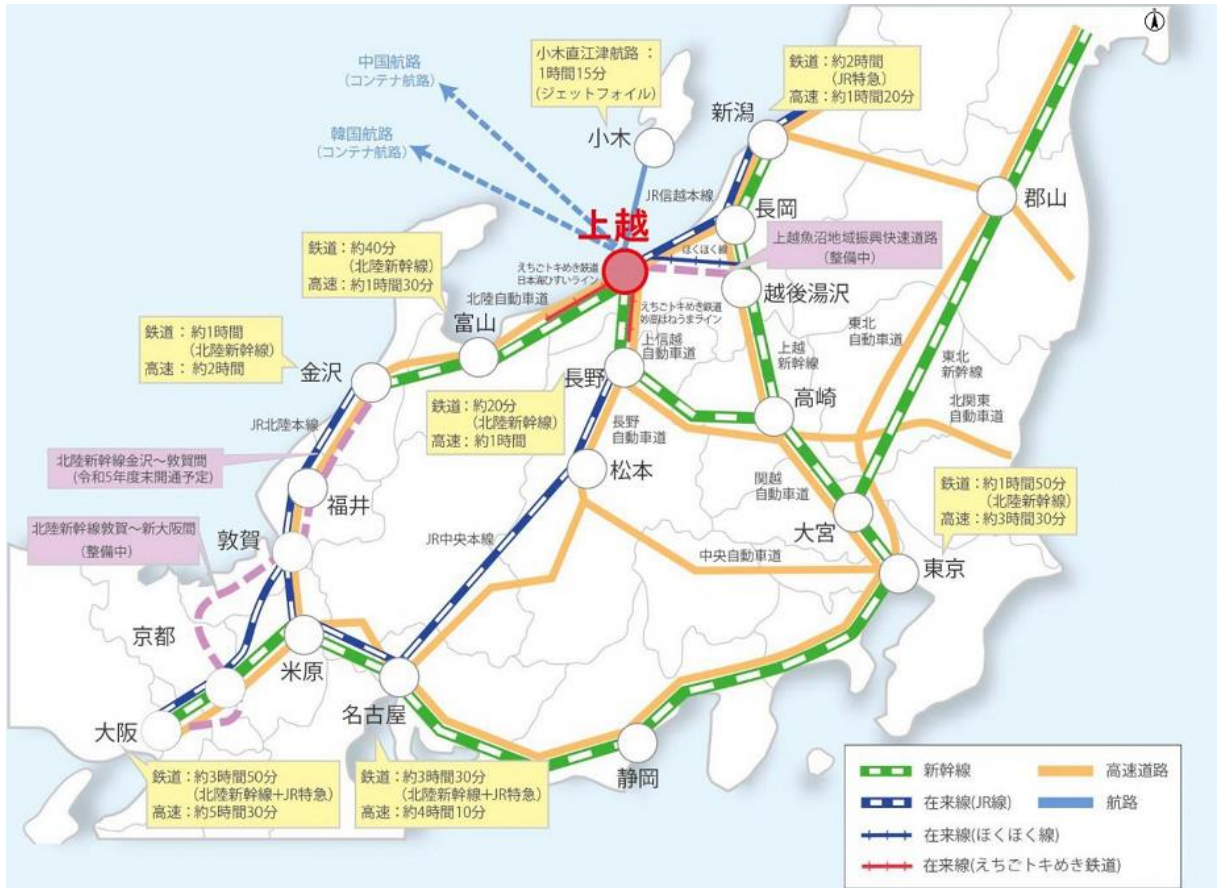
調査について、ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

### 【問合せ先】

- 調査全般に関する事、公の施設の適正配置に関する事  
上越市 総務管理部 行政改革推進課 担当:敷波、島田  
住 所 〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号  
電 話 025-520-5609(直通)  
メール gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp
- 施設の概要に関する事、施設の運営状況に関する事  
上越市 産業観光交流部 施設経営管理室 担当:高島、中田  
住 所 〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号  
電 話 025-520-5743(直通)  
メール shisetsu-keiei@city.joetsu.lg.jp



# 上越市アクセスマップ



## 浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ

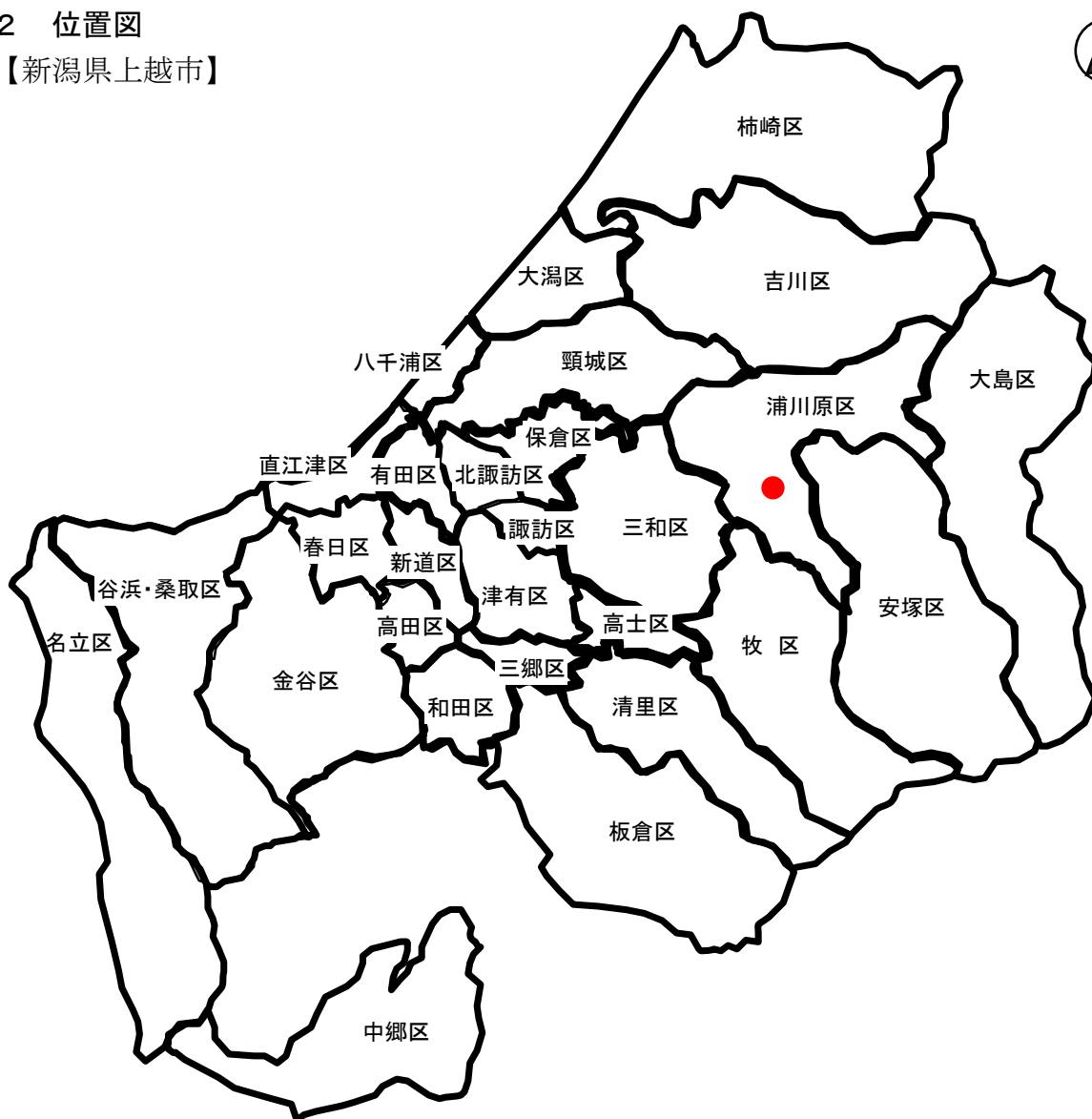
### 1 基本情報

名称	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	
所在地	〒942-0302 新潟県上越市浦川原区小谷島 1217 番地 1	
建物概要	<p>構造</p> <p>延床面積</p> <p>建築時期</p> <p>耐用年数</p>	<p>【本館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造一部木造 2 階建</li> <li>・延床 1,260.00 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 4 年建築</li> </ul> <p>【新館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造 2 階建</li> <li>・延床 352.50 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 5 年建築</li> </ul> <p>【バーベキュー施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造 1 階建</li> <li>・延床 54.72 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 8 年建築</li> </ul> <p>【管理棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造 1 階建</li> <li>・延床 27.52 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 8 年建築</li> </ul> <p>【屋外トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造 1 階建</li> <li>・延床 39.26 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 8 年建築</li> </ul> <p>○合計延床面積：1,734.00 m<sup>2</sup></p> <p>本館 31 年</p>
土地概要	<p>面積</p> <p>駐車場</p>	<p>17,298 m<sup>2</sup></p> <p>(借地：17,298 m<sup>2</sup> 令和 4 年 4 月 1 日現在)</p> <p>約 50 台 (普通車)</p>
土地計画制限	<p>区域区分</p> <p>用途地域</p> <p>防火・準防火</p>	<p>市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外</p> <p>( )、指定なし</p> <p>防火、準防火、指定なし</p>
管理形態	<p>方法</p> <p>管理条例</p> <p>施設除雪</p>	<p>現在は休止中。従前は市直営 (平成 28 年度まで地元 N P O 法人に一部業務委託)</p> <p>上越市浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ条例 (令和 4 年度をもって廃止予定)</p> <p>あり</p>

## 別紙 7

機能	日帰り温浴、レストラン、売店、広場（バーベキュー施設・公衆トイレ含む）			
収支実績	市収支（税込）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	収入	33,860 千円	30,177 千円	32,858 千円
	支出	51,745 千円	44,805 千円	40,756 千円
	差引	▲17,885 千円	▲14,628 千円	▲7,898 千円
	管理者収支	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	収入	0 千円	0 千円	0 千円
	支出	0 千円	0 千円	0 千円
	差引	0 千円	0 千円	0 千円
年間利用者数		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	合計	19,698 人	18,202 人	17,217 人
主な修繕履歴	平成 25 年度	本館防火扉修繕（425 千円） 消火栓ポンプ用蓄電池設備修繕（525 千円） シンクロボイラ修繕（1,020 千円）		
	平成 26 年度	エアコン取替修繕工事（4,731 千円）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設休止に伴い、公衆トイレを除き、電気・水道・浄化槽等の契約を休止状態にしている。</li> <li>・休止から 5 年 6 か月が経過している施設のため、譲渡及び貸付けに当たって、従前の機能で再開を検討する場合は、相応の設備の修繕、整備費用を要する。</li> <li>・令和 4 年度をもって温浴施設としての設置条例は廃止する予定であることから、温浴施設以外の用途の提案を受けたい。</li> </ul>			

2 位置図  
【新潟県上越市】



【上越市浦川原区内】

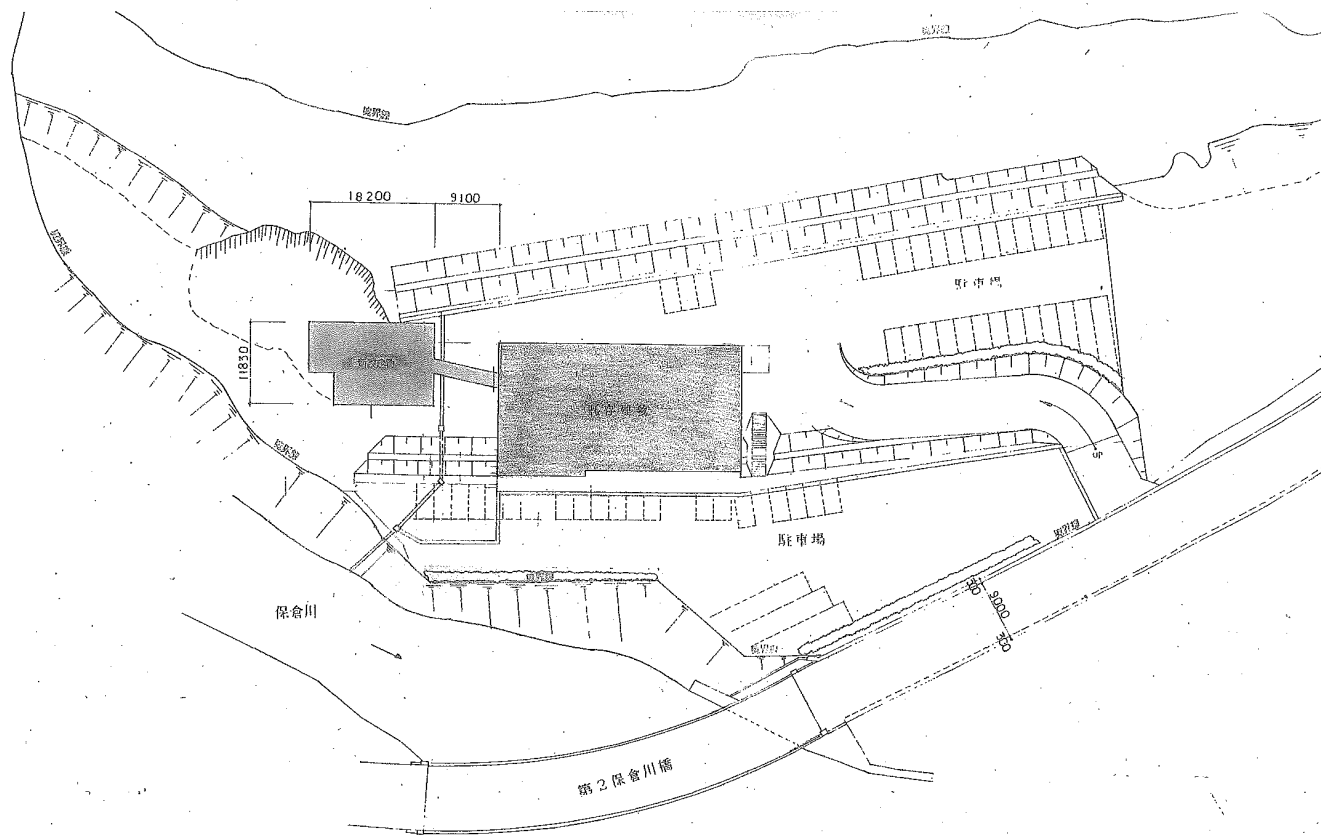


※ 国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成

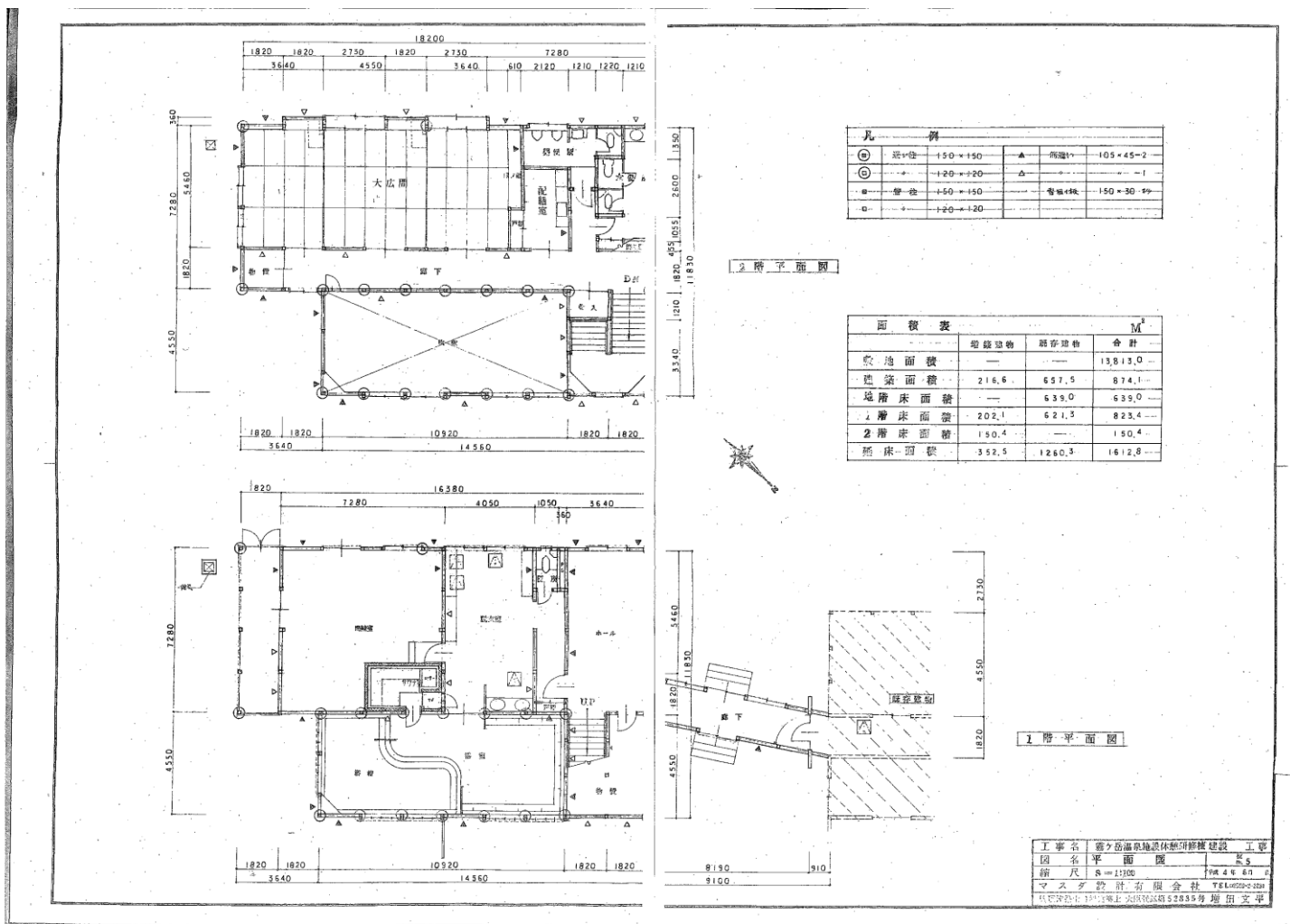
4 現況写真



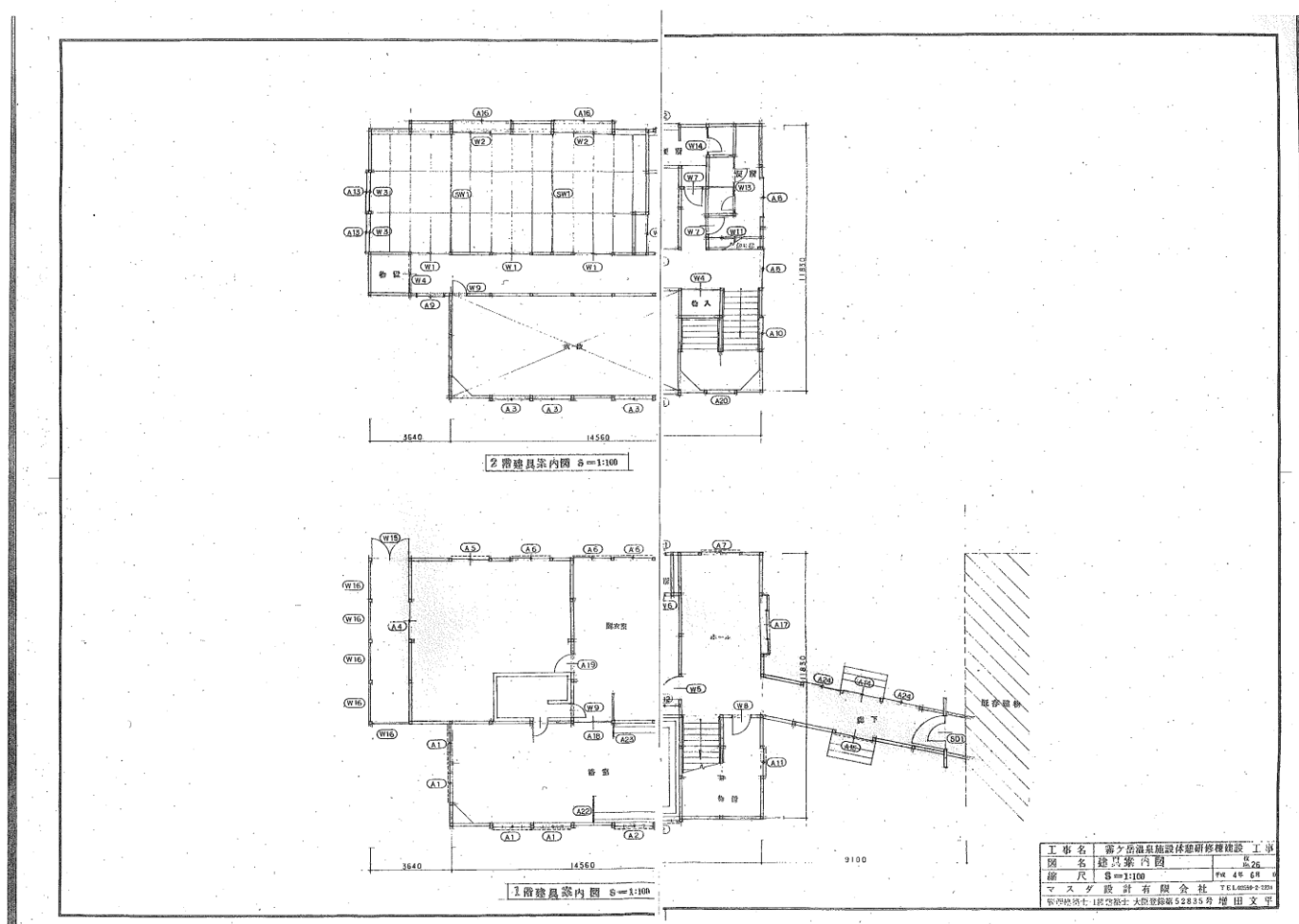
5 平面図  
【配置図】



【新館】



【本館】





# 人口・世帯に関する基礎データ集 (浦川原区)

令和4年9月改訂  
上越市創造行政研究所

## ■ はじめに（データの定義・出所について）

このデータ集は、各地域自治区における人口・世帯数の概要をご紹介します。過去から現在までの変化や、上越市全体あるいは他の区との比較などを通じて、地域課題や今後の目標・方向性などを考えるための参考資料としてご活用ください。

なお、データの詳細な分析や二次利用などされる場合には、下記に示したデータの定義や出所にご留意ください。

### ○ データの出所は国勢調査が中心であり、補完的に住民基本台帳などを使用しました。

国勢調査は5年ごとの調査ではありますが、実際に住んでいる人の数がわかり、その内訳の把握や全国との比較などにも便利です。最新値は2020（令和2）年です。

なお、国勢調査と住民基本台帳ではそれぞれ人口の定義が異なるため、値が一部異なります。

### ○ 地域自治区別のデータは、町丁字（住所）単位のデータを合計したものです。

実際の地域自治区は行政区（町内会）単位で構成されているため、合併前上越市の一部の区では、実際の値と一部異なります。

### ○ 将来推計人口は、あくまでも一つの目安であり、市の公式見解ではありません。

ある仮定条件に基づき比較的簡便な方法で推計した人口であり、実際の人口は今後の諸条件の変化や取組状況によって変わりうるものです。

特に、シナリオ①は最近の傾向が続いた場合の目安であるため、今後の地域づくりにおいてはこの状態を前提と考えるのではなく、シナリオ②で示したような状態を想定して取り組まれることを期待するものです。

### ○ 「年」の定義は、データの種類によって異なります。

国勢調査のデータは10月1日基準であるため、このデータ集における人口増減の対象期間は前年10月～当年9月としています。

統計によっては年度（当年4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）を対象期間とするものもありますので、他のデータと比較される際はご注意ください。

### ○ このデータ集を加工・編集して二次利用することは避けてください。

引用される場合は、上越市創造行政研究所の作成であることを明記してください。

# 人口・世帯に関する基礎データ集（浦川原区）

## 目 次

### 1 人 口

#### ● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

1 総人口の推移 浦川原区・上越市（1970～2020）

2 総人口の増減率の比較 市内 28 区（1970-2020）

#### ● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

3 年齢別人口〔3 区分〕の推移 浦川原区（1990～2020）

4 年齢別人口〔3 区分〕の比較 市内 28 区（2020）

5 年齢別人口（5 歳階級別人口ピラミッド） 浦川原区（2020）

### 2 人口増減

#### ● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

6 年齢別にみた人口増減 浦川原区（2015-2020）

#### ● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

7 転入・転出先別にみた人口増減 浦川原区（2015-2020）

8 人口動態の比較 市内 28 区（2015-2020）

### 3 将来推計人口

#### ● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

9 シナリオ① 最近の傾向が続いた場合の人口推移 浦川原区（～2050）

10 シナリオ② 持続可能な定住促進が実現した場合の人口推移 浦川原区（～2050）

### 4 世帯数

#### ● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

11 総世帯数の推移 浦川原区・上越市（1970～2020）

#### ● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

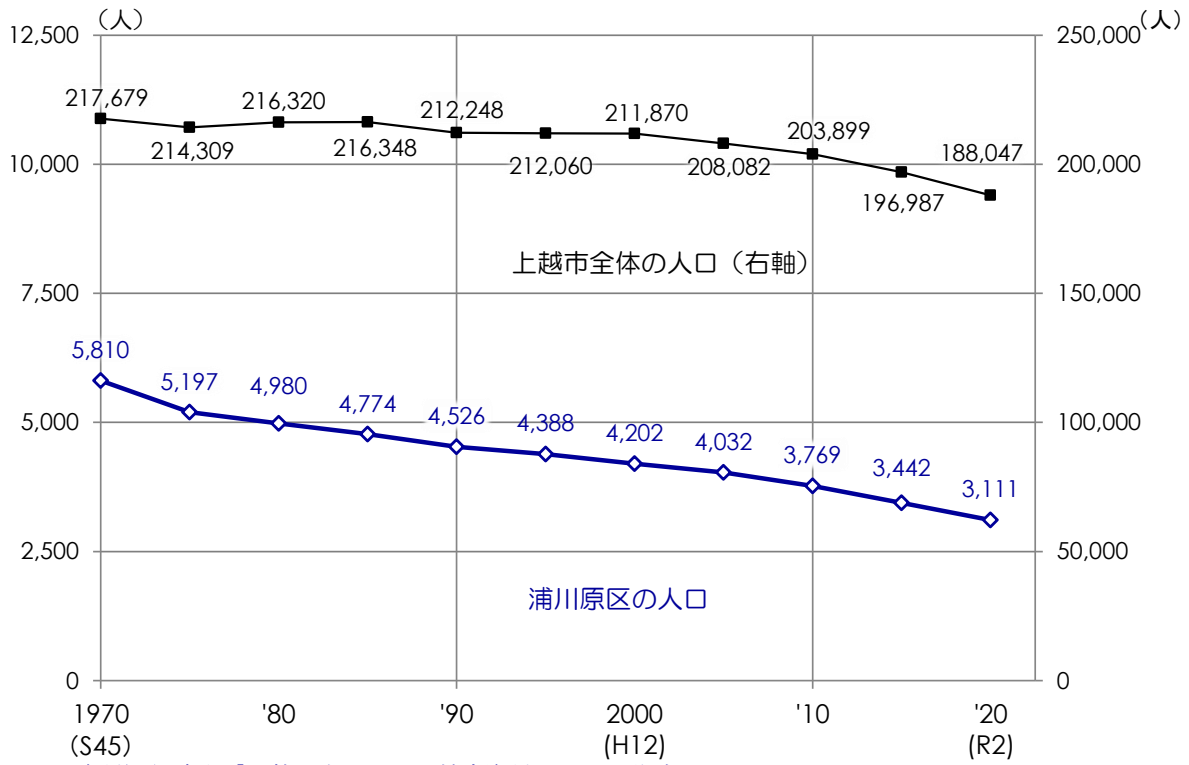
12 世帯構成の推移 浦川原区（1990～2020）

13 世帯構成の比較 市内 28 区（2020）

# 1 人口

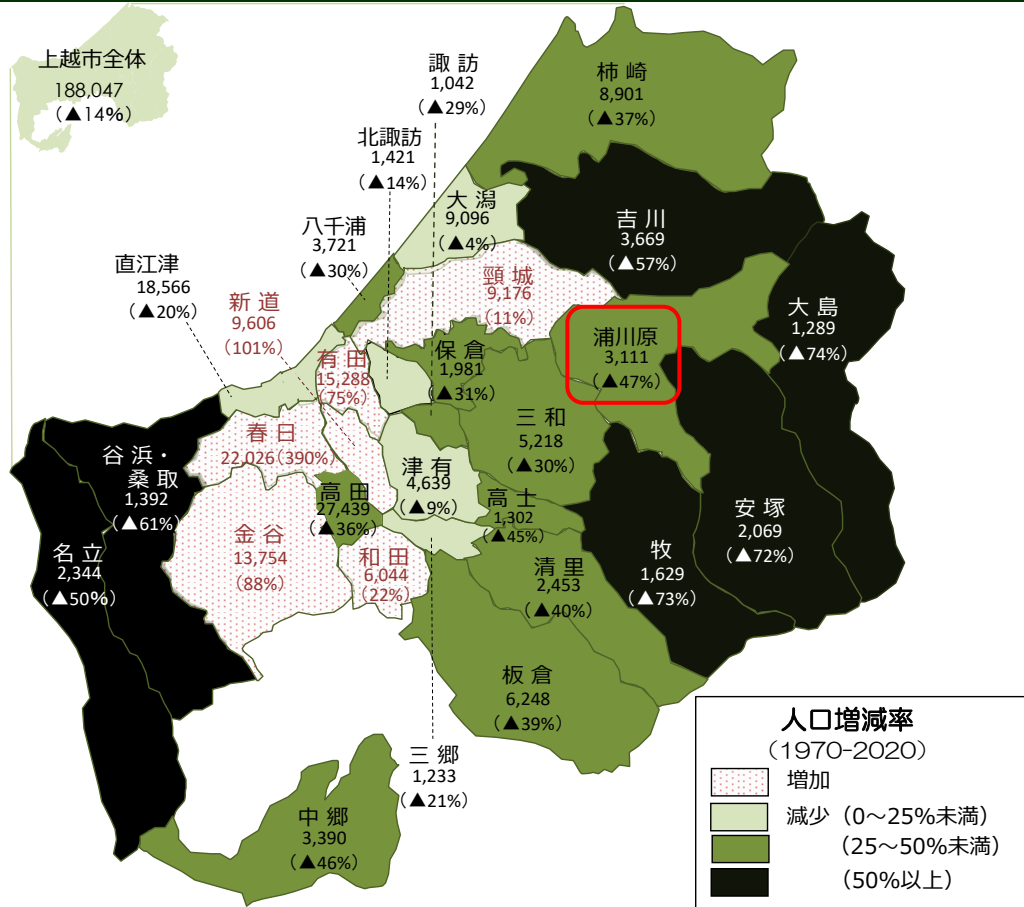
● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図1 総人口の推移 浦川原区・上越市 1970～2020



資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料をもとに作成

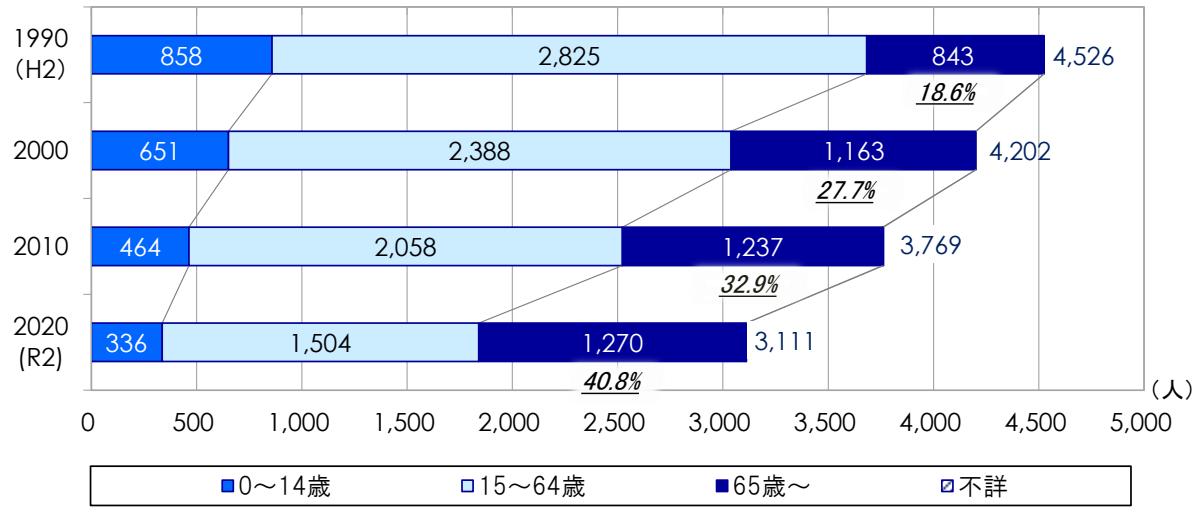
図2 総人口の増減率の比較 市内28区 1970-2020



資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料をもとに作成

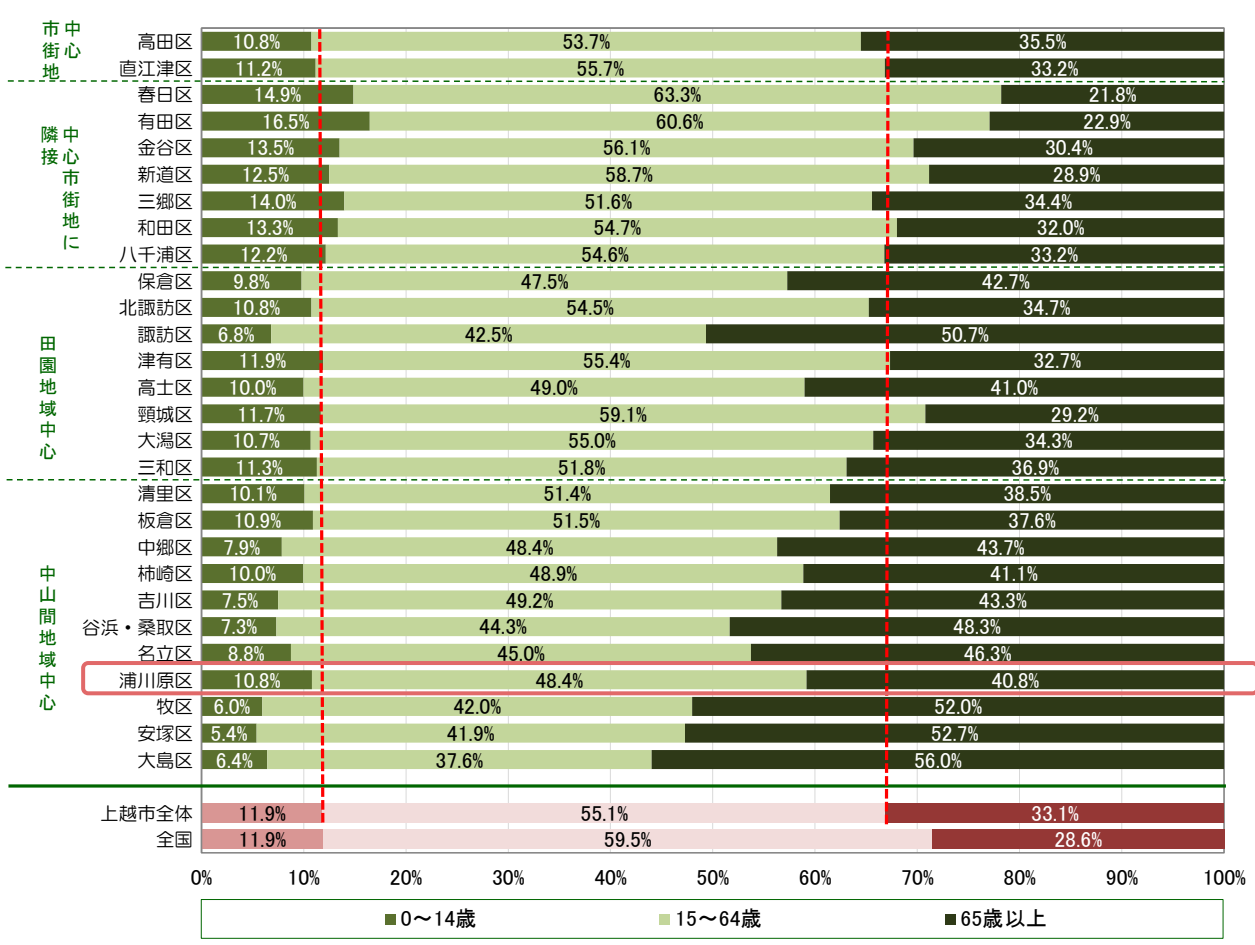
● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図3 年齢別人口（3区分）の推移 浦川原区 1990～2020



備考) % (下線表示) は高齢化率。合計値には年齢不詳分を含む。  
資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料をもとに作成

図4 年齢別人口（3区分）の比較 市内28区 2020



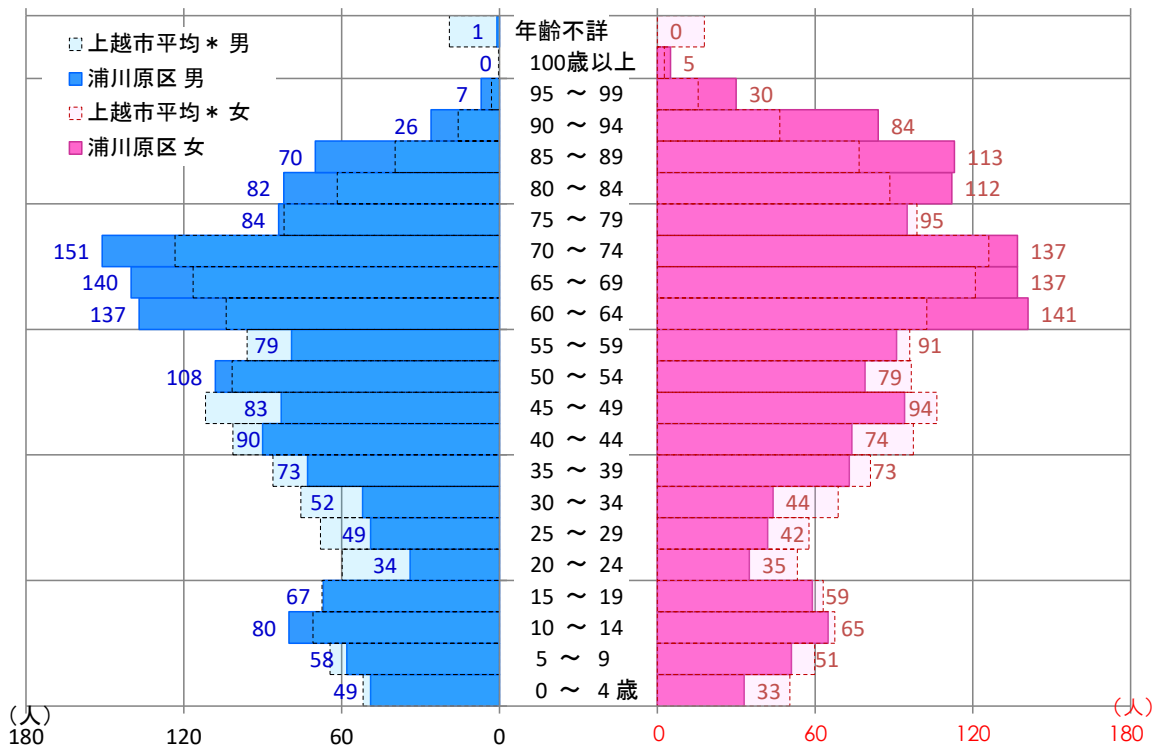
資料) 総務省「令和2年国勢調査」をもとに作成

図5

年齢別人口（5歳階級別人口ピラミッド）

浦川原区

2020



備考) 上越市平均\* は、上越市の人口ピラミッドの形を地域自治区の人口規模に合わせて重ねたもの（年齢別の構成比率が、上越市平均に比べて高いか低いかを見るためのもの）  
資料) 総務省「令和2年国勢調査」をもとに作成

## 2 人口増減

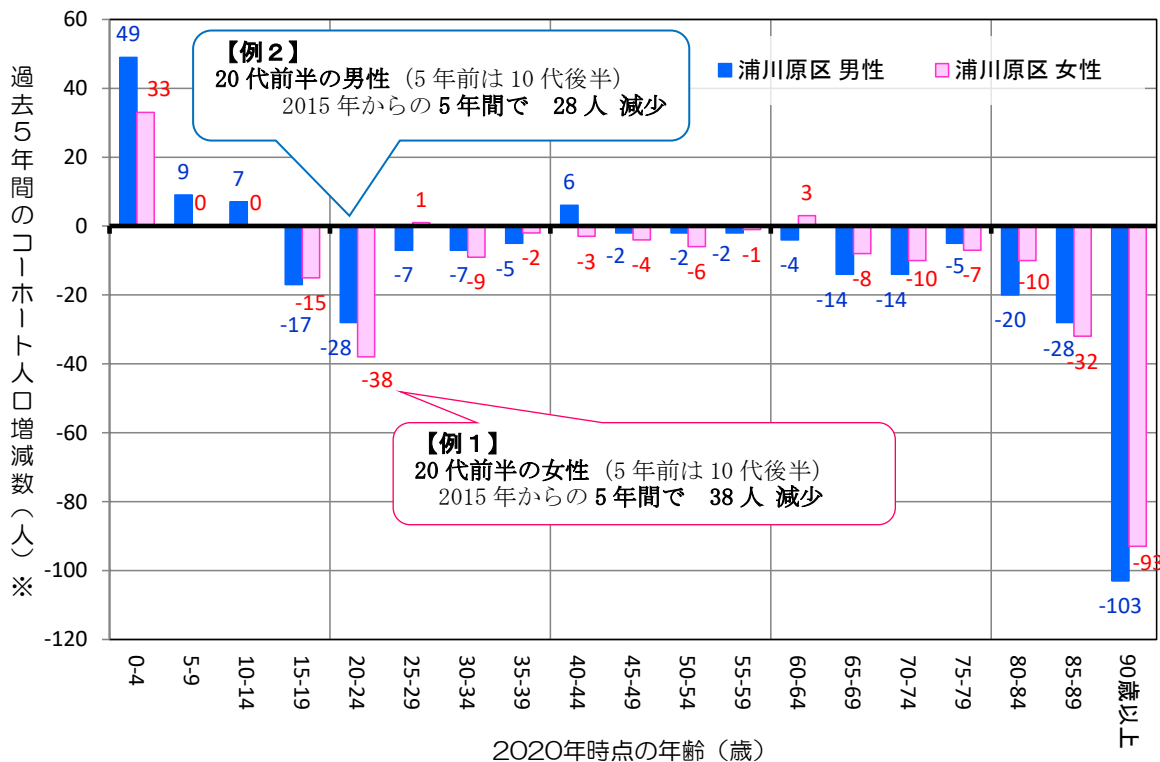
### ● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

図6

年齢別にみた人口増減

浦川原区

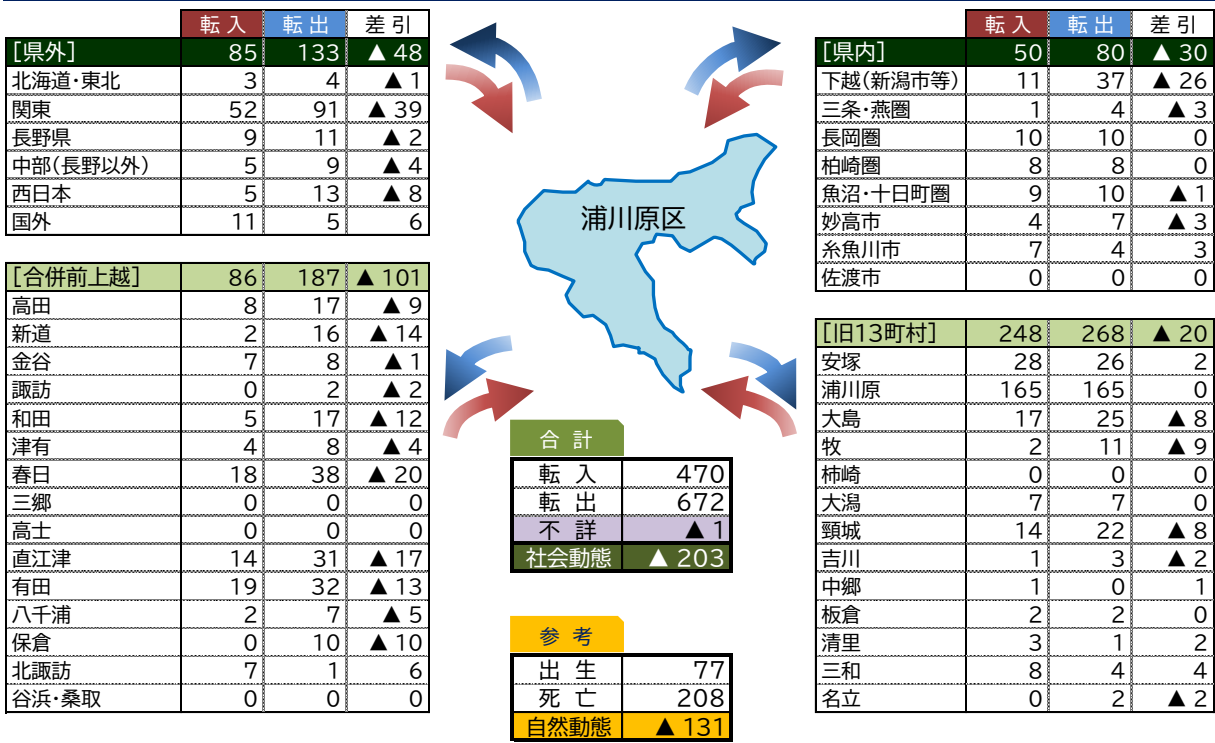
2015-2020



備考) ※は、5年前の5歳若い世代（すなわち同じ生まれ年のグループ）の人口と比較したもの。  
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

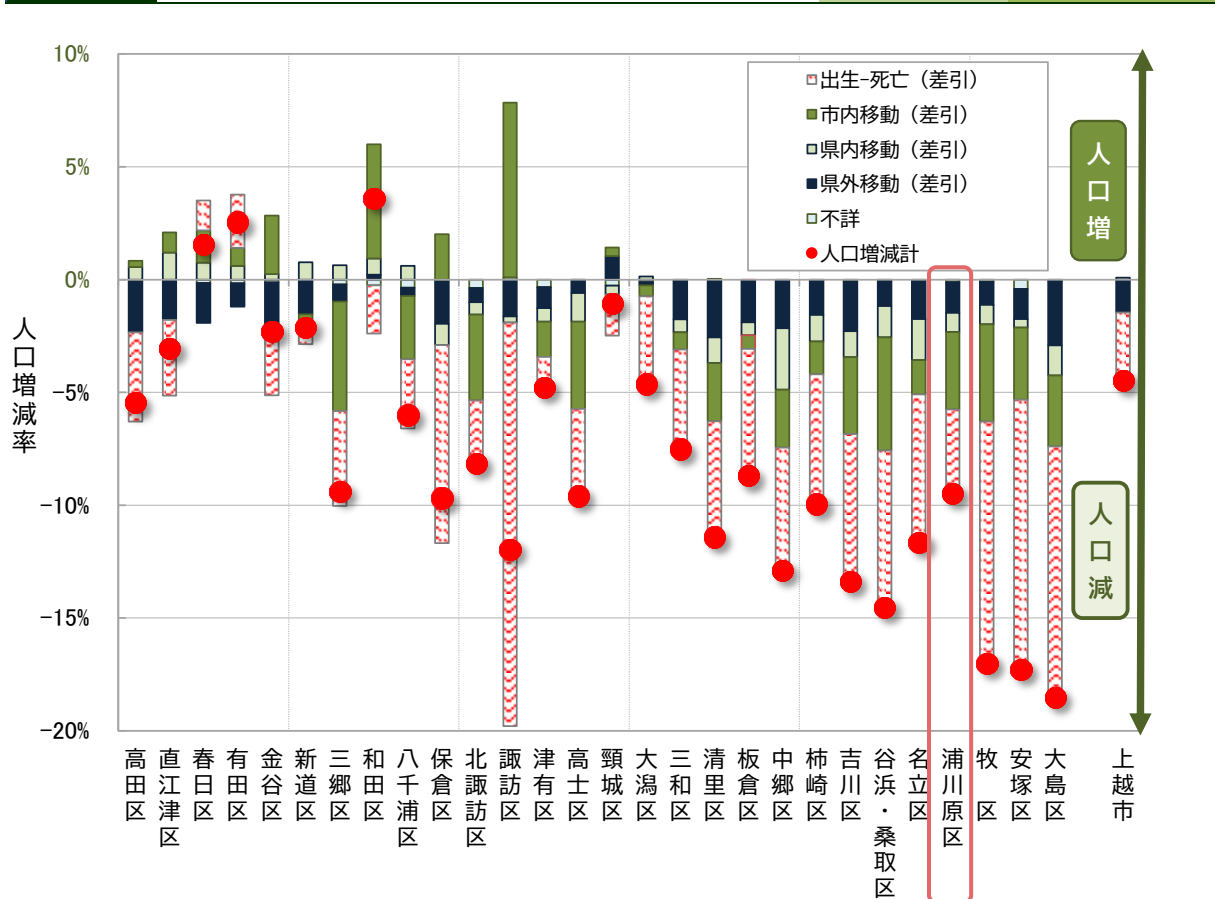
● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

図7 転入・転出先別にみた人口増減 浦川原区 2015-2020



資料)「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成  
備考) 転入・転出の合計値には職権記載・削除及び不明分を含む

図8 人口動態の比較 市内28区 2015-2020



資料)「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

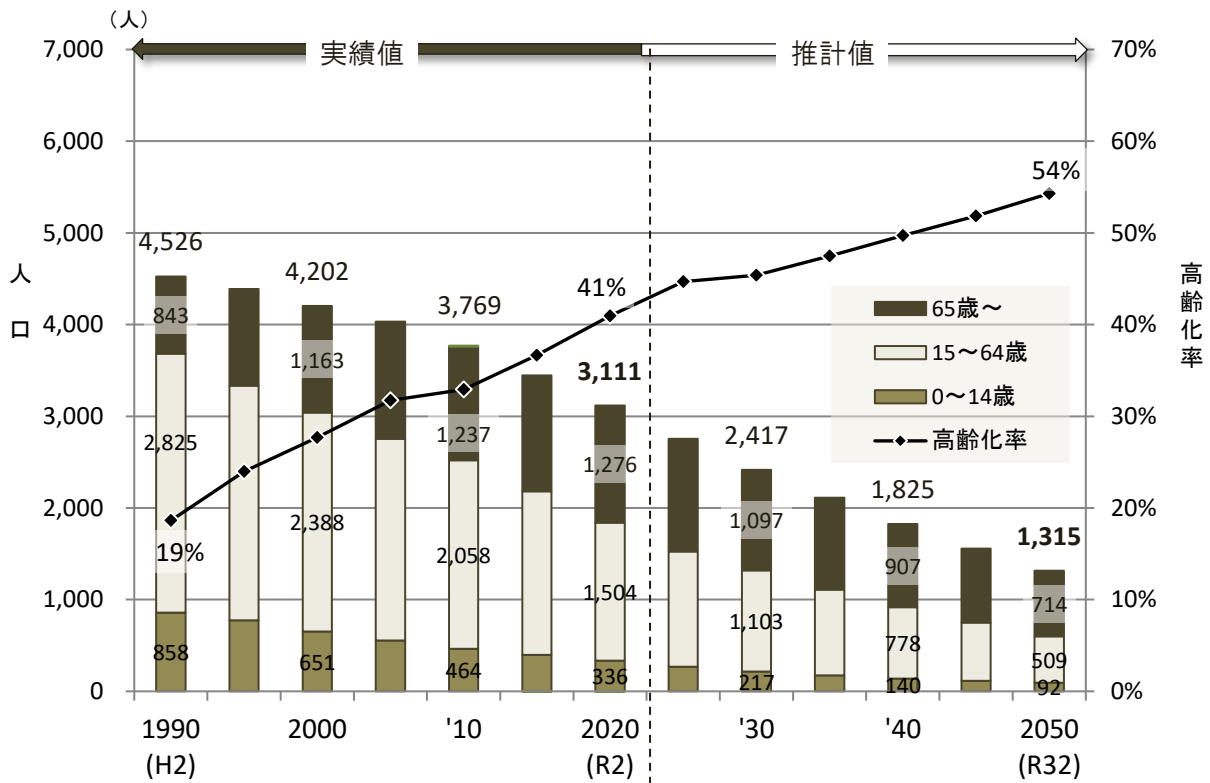
### 3 将来人口推計

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

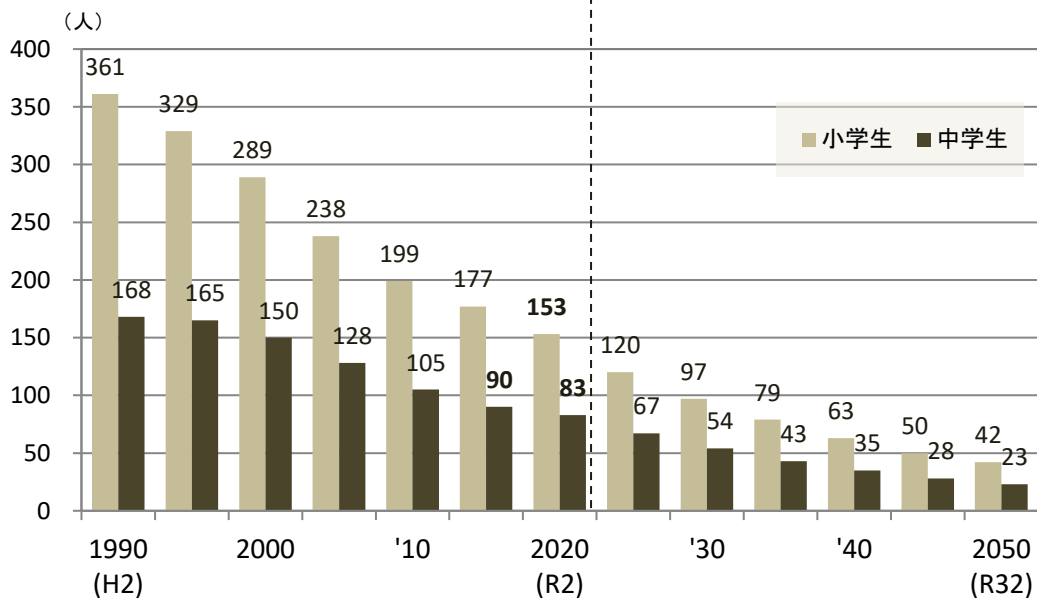
図9 シナリオ1 最近の傾向（※）が続いた場合の人口推移 浦川原区 ~2050

※ 年齢別人口増減の2010~20年における割合が今後も続くものとして推計

● 年齢3区分別人口 (1990実績-2050推計)



● 小・中学生人口 ※ (1990実績-2050推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干異なる。  
資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料を用いたコーホート変化率法による推計値をもとに作成



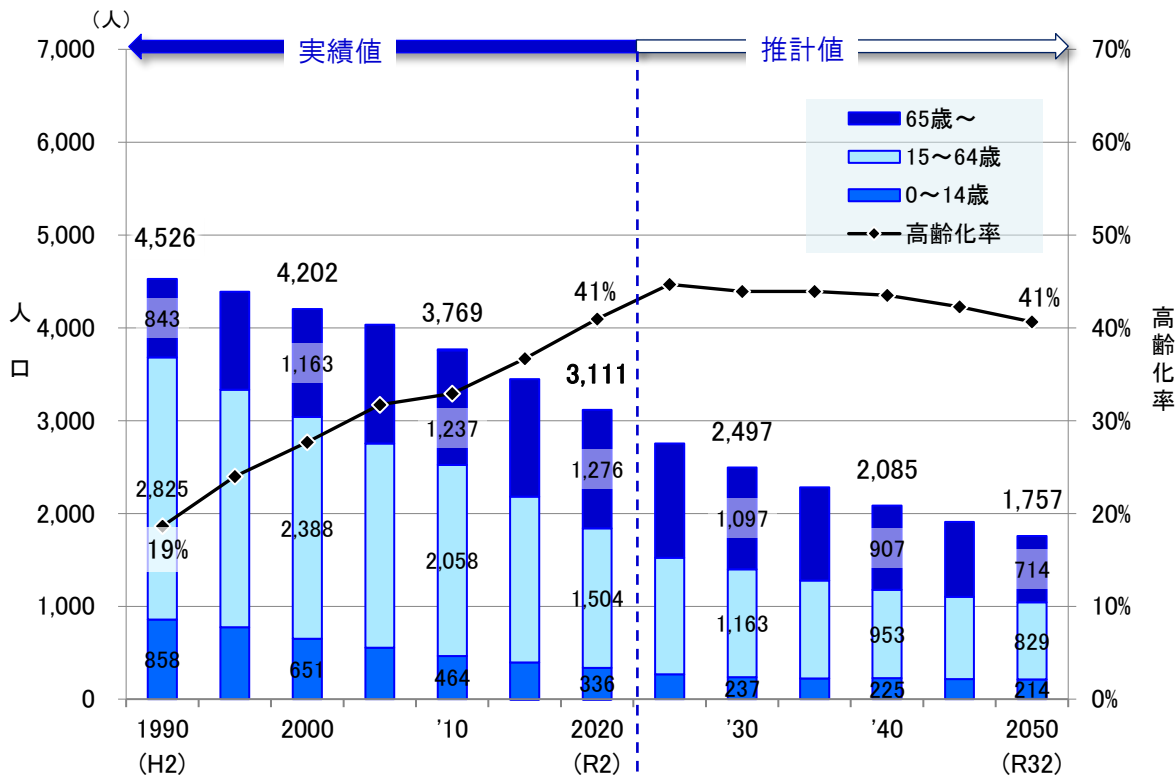
図10 シナリオ2 持続可能な定住促進（※）が実現した場合の人口推移 浦川原区 ~2050

※ 子どもの数の減少傾向が止まり、将来的には総人口や世代間の人口バランスが安定する状態を目標に設定。2025年以降、その達成に向けて以下の動きが実現した場合を想定して推計。

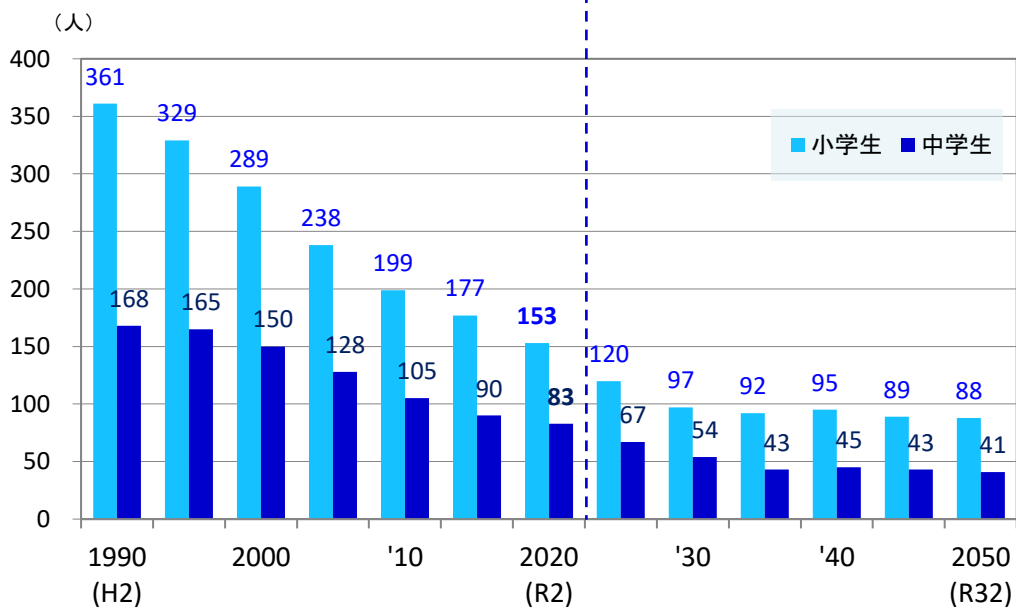
シナリオ1に比べて・・・

- 毎年さらに3組の〔30代前半夫婦と4歳以下の子ども〕が転入 =9（人）
- 毎年さらに3組の〔20代前半夫婦〕が転入 =6（人）

● 年齢3区分別人口（1990実績—2050推計）



● 小・中学生人口 ※（1990実績—2050推計）



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干異なる。  
資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料を用いたコーホート変化率法による推計値をもとに作成

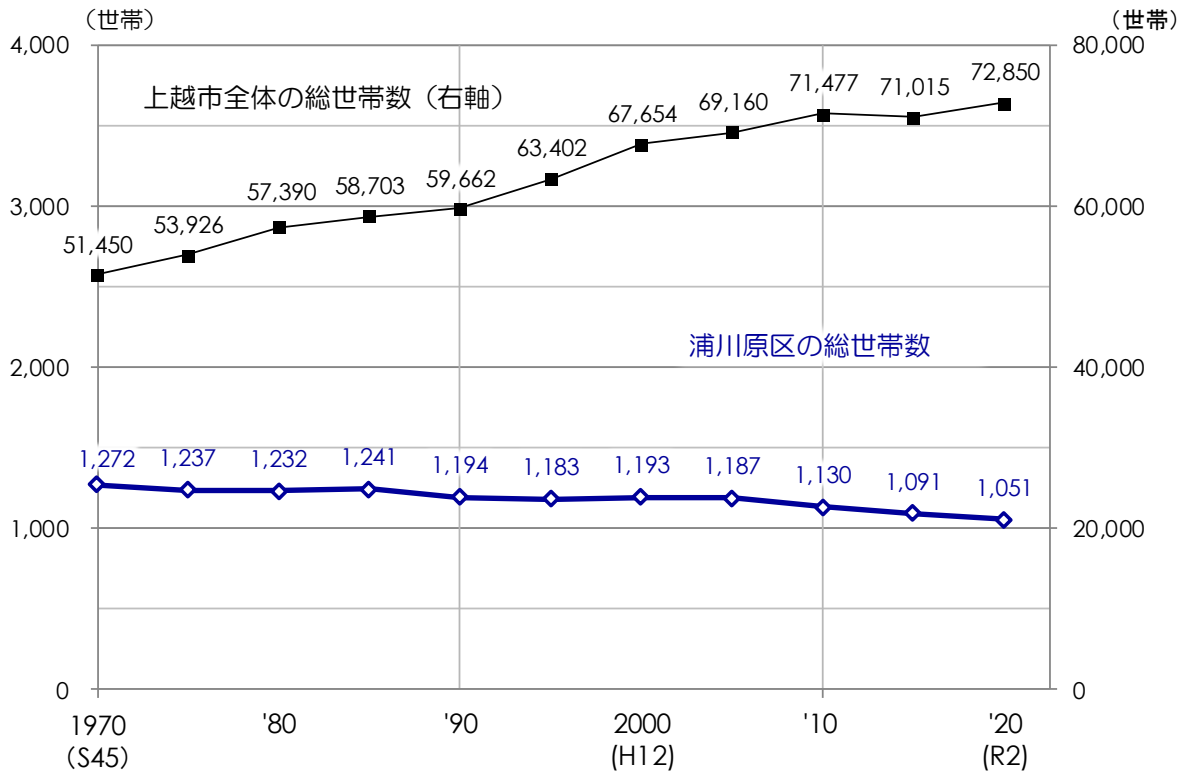
## 4 世帯数

### ● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

図 11 総世帯数の推移

浦川原区・上越市

1970～2020



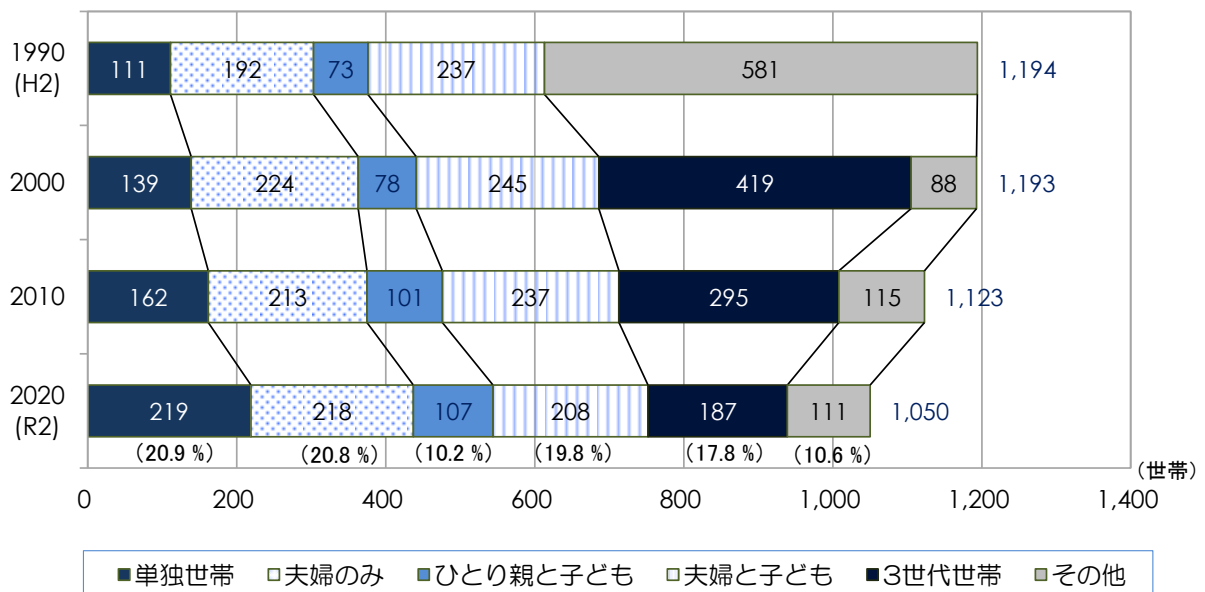
資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料をもとに作成

### ● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

図 12 世帯構成の推移

浦川原区

1990～2020



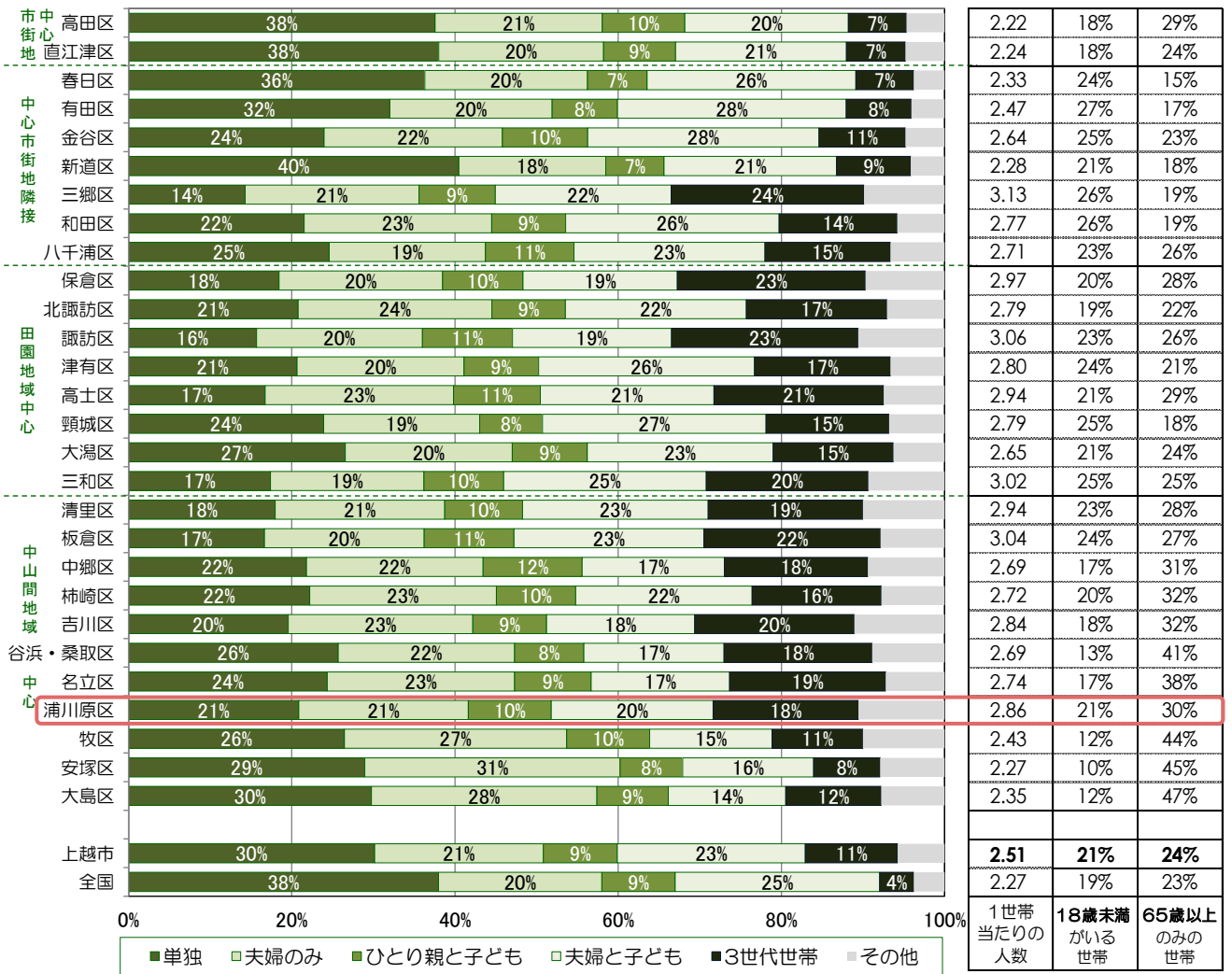
備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」であり、合計値は「総世帯数」よりも若干少ない。1990年の3世代世帯は、「その他」に含まれる。

集計方法の制約上、数世帯程度の誤差が生じる場合もある(小地域集計の秘匿計算によるもの)。

2020年の棒グラフ下の数値は、全体に占める割合(%)を示す。

資料) 総務省「国勢調査」及び上越市資料をもとに作成

図 13 世帯構成の比較 市内 28 区 2020



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」の内訳を示した。  
 資料) 総務省「令和2年国勢調査」をもとに作成